関西労働者安全センター

2017. 12.10発行(通巻第483号) 400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278 郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/



特集/サムソン職業病問題

・韓国半導体工場の職業病問題、解決にはほど遠い
遺族と活動家が来日、支援の輪を広げよう2
・パノリムとの交流雑記帳 もっと関心を 4
・パノリム招へい交流会 写真がつなぐ連帯運動 7
産業医の勧告プロセスの明確化など 時間外労働上限規制を受けた安衛法改正
介護と労災 (4)介護と暴力
安全のきいわあど その18 労働者死傷病報告20
連続講座「そんなん無理」って誰が決めた? 見逃される通勤災害 第12回23
連載 それぞれのアスベスト禍 その75 古川和子24
厚生労働省が、アスベスト被害の国賠対象者に個別通知27
韓国からのニュース28
前線から34
過労死防止対策推進シンポジウム開催/大阪
第5回職業がんをなくそう集会 in FUKUI /福井
2017年冬期カンパへのお願い39

10-11月の新聞記事から/37

表紙/なくそう労災職業病交流会(大阪 2017年12月1日)

^{'17} **11-12**

韓国半導体工場の職業病問題、解決にはほど遠い

遺族と活動家が来日、支援の輪を広げよう

ソウル江南駅前には、高層ビルを背景に小さなテントが設置されている。たくさんの花が飾られており、江南駅の利用客の目を楽しませる。しかしよく見ると、花は植木鉢ではなく、白いゴム靴に植えられている(写真右側の棚)。たくさんのゴム靴は、半導体工場でまじめに働いていただけで、知らずに化学物質にさらされて、病気で亡くなった労働者の象徴だ。サムソン半導体及びLCD工場で働いて、白血病やリンパ腫、様々ながんや希少難病を発症して亡くなった人の数は、80人に達した。

半導体労働者の健康と人権を守る会(パ

ノリム)がサムソン電子の足下に設置したテントでの籠城は、もうすぐ800日に及ぼうとしている。

サムソンが第三者によ る調停案を拒否して独自 の補償委員会による補償 を開始し、全面的な解決 を拒否してから、パノリ ムはこの苦しい闘いを続けている。

2007年3月、サムソン半導体器興工場で働いて白血病を発症したファン・ユミさんが亡くなった。数えで23歳、誕生日のほんの少し前のことだった。父親のファン・サンギさんは、同じ工場で働いた同僚が何人も白血病を発症していると知り、労災認定を勝ち取る闘いを始める。勤労福祉公団に承認されずに行政訴訟で争うことになる。しかし、彼の闘いをきっかけに、他にも労災認定に踏み切る遺族や元労働者が現れる。

ファン・ユミさん、同僚のイ・スギョン



さん、2人の白血病による死を労災と認め る判決が2011年6月に出た。公団は控訴 するが、2014年8月、控訴審でも再度労 災と認められ、上告断念で判決が確定した。 その間にも、2012年に再生不良性貧血を 発症したキム・ジスクさん、乳がんを発症 して死亡したキム・ドウンさん、2013年 には白血病で死亡したキム・ジンギさん、 再生不良性貧血で死亡したチェ某さんが勤 労福祉公団によって労災と認められた。

ファン・サンギさんの闘いを元にした映 画「もうひとつの約束」も公開され、この 流れを受けて、2014年5月、サムソンの 代表が初めて謝罪らしきものを行った。

2014年11月、第三者による調停委員 会の設置が決められ、2015年7月に、調 停案が発表された。

調停案は、謝罪、補償、予防対策の3 項目があり、補償についてはサムソン電子 と半導体業界による 1000 億ウォンを基金 に公益法人を設立するとし、補償対象疾病 も幅広く設定された。しかし、サムソンは この調停案を拒否し、1000億ウォンで独 自の補償委員会を設立、請求期限を切って 補償を開始した。

2015年10月、サムソンと家族対策委 員会が調停を保留し、実質、調停は不可能 となり、パノリムは抗議のテント籠城を開 始した。

しかし、サムソンの補償委員会による補 償は進められ、この問題は解決したかのよ うな雰囲気が世間には広がりつつある。

本誌の読者であるみなさんは、大阪の校 正印刷会社で多発した胆管がん事件、福井



労働者が工場内で映した写真

の化学工場で発生した膀胱がん事件などを 覚えているかもしれない。日本の職場での 化学物質対策も、まだまだ強化・改善の必 要がある。

当センターで胆管がんの事件に取り組ん でいる最中の2014年11月に、日本でも 映画「もうひとつの約束」の上映会が開か れた。大企業の労働者に起きた白血病の多 発事件、日本でも見かける"SAMSUN G"のブランド文字を思い浮かべながら、 こんなことがなぜ起こったのか、起こり続 けているというのか、と信じがたい驚きの 念を持って、映画を見た。映画は行政訴訟 で、労災であるとの判決を勝ち取ったとこ ろで終わる。

しかし、いまだサムソン職業病問題は解 決していないという。本誌でもこれまで「韓 国からのニュース | 記事で、度々紹介して きたが、パノリムのサムソン前テント籠城 はこの10月で2年を超えた。

すぐ隣で起こっているこの大規模な労災 職業病問題を日本でも共有し、支援するべ きではないかとの提案があり、今回、パノ リムから代表のファン・サンギさん、社労 士のイ・ジョンランさんを招待して、お互 いに学び交流する場を持つこととなった。 パノリムの今と今回の交流について、紹介する。

パノリムとの交流雑記帳 もっと関心を

事務局 中村 猛

もっと積極的に (= 厚かましく) 交流しようよ

昨年、恒例になっている韓国の「全国労働者大会」に参加するために韓国を訪問した機会に、パノリムの籠城テントを訪ねた。対応してくれたのはイ・ジョンラン労務士。彼女の口からこのテントを訪ねた日本人の団体は我々が2組目だと聞いて少し驚いた。我々の前に来たのは誰ですかと尋ねたところ「古川和子さん(当時・中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会・会長)」



パノリム籠城テント、左は筆者

だと言う。「関西労働者安全センターで私 の前の席に座っている人です」というと、 今度は彼女が驚く番だった。

籠城中に糞尿をかけられるという衝撃的な事件で世界的に有名になった東一紡績の労働者を訪ねたときは、「アメリカやヨーロッパの労働者はたくさん激励に来たが、あなた方が『一番近い国』からの初めての訪問者」と言われた。

韓国の民主労働運動の原点は全泰壱烈士 であり、李小仙オモニたちが育てた清溪被 服労組(現・ソウル衣類業労組)である。 今も全国労働者大会は「全泰壱精神継承・

全国労働者大会」の名称で行われている。しかしこの労働組合を訪ねる日本 の労働組合は殆どいない。

最近は観光客だけでなく、労働組合の交流も盛んになっている。全国労働者大会だけでも日本から200~300人の労働者が参加している。韓国を訪問した労働者たちがみんな、労働者大会に参加するだけで帰ってしまうのかと思うと、残念で仕方がない。

労働組合の闘いの領域に 制限はない

映画「もうひとつの約束」は、約3分ほ ど(かなり長いが)名前ばかりが出てくる 場面で終わる。極めて退屈な終わり方であ る。しかしこの場面は感動的でもある。

巨大企業・サムソンの職業病問題を扱う この映画を作るのにスポンサーが現れず、 資金は韓国では初めてのクラウドファン ディング(主にインターネットを使って募 金を集める) 方式で作られた。この場面は 募金参加者の名前である。これだけ多くの 人の手で作られた映画である。

サムソンの力は日本人には到底想像もで きないほど強烈である。グループ全体で韓 国のGDPの2割を稼ぎ出しているという この会社は、言い換えれば、国民の5人に 一人が、家族・親戚の中の一人くらいは、 お世話になっているという会社である。

3年前だったか、民主労総全北本部で「も うひとつの約束」を上映させる運動をして いるという話しを聞いた。サムソンの力に 恐れを成した大手の映画館が、この映画の 上映を拒否していた。これに対し民主労総 は、傘下の全組織の幹部に映画を見るよう に指示を出し、中央は執行部・事務局で観 賞闘争を組織した。全北本部では、特に上 映を嫌がっている全州市にあるロッテ系列 の映画館に押しかけて、上映させたという 話である。

労働者の闘いを描いた映画が、資本の圧 力でまともに上映されないのであれば、上 映させるように闘うことも労働組合の重要 な闘いである。労働組合の闘いの領域には 何の制限もないということを教えられた。

サムソン電子の「Another Story」

この映画の題名は当初は「もうひとつの 家族 = Another Family | だった。映画の 中でも「私たち家族だね。それも大家族だ。」 と言う場面が出てくる。サムソンの社是が 「家族経営」であることを皮肉った題名に する予定だった。後にサムソンがこの大家 族に介入して家族の中にヒビが入り、遂に 分裂することになった。その結果、題名が 「もうひとつの約束」に変わったというこ とである。

この映画に描かれたのは、パノリムとサ ムソンの闘いの序盤戦に過ぎない。

映画に描かれた判決の後、2013年末に はサムソンと家族委員会の間で実務交渉団 が構成され、謝罪・補償・再発防止につい ての交渉が始められ、2014年5月にはサ ムソンのクォン代表理事が「誠意を持って 事態を解決する」という記者会見を行った。

2014年10月、サムソンは家族委員会 が提案したキム・ジヒョン前・大法院判事 を委員長とする「サムソン電子発病関連問 題解決のための調停委員会」の構成を受け 容れることを明らかにし、翌2015年7月 に調停委員会は勧告案を発表した。勧告案 の核心は「公益法人の設立による『補償』と、 『再発防止対策』の実行」である。そして 「補償」と「再発防止対策」に必要な財源 1000 億ウォン(100 億円)はサムソン電



中央女性がイ・ジョンラン社労士、左端筆者

子と韓国半導体産業協会が準備し、その具体的な運用は独立した社会的機構(公益法人)が行うとした。事態は解決に向かうかのようにみえた。

ここからサムソンのアナザー・ストーリーが始まる。勧告案発表の2か月後の9月、サムソンは突然、独自の補償委員会を設置し、補償金1000億ウォンを準備して、選別的に補償を行うが、謝罪と再発防止対策は行わないと一方的に発表した。サムソンとの接触を断たれたパノリムは、10月7日からサムソンの頭脳である未来戦略室の前でテント籠城に突入する。

2016年11月に朴槿恵と崔順実の国政 壟断を記録したタブレットが見付かったことに端を発して、崔順実の娘の梨花女子大への不正入学が若者の怒りに火を付け、国 政壟断を糾弾し、朴槿恵の下野を求めるロウソク集会へと発展していく。サムソンが 崔順実の娘に乗馬用の馬を与えたとか、朴 槿恵と崔順実の国政壟断にサムソンが大きく係わったことが次々と明るみに出て、サムソンの事実上の支配者であった李在鎔副会長の逮捕、一審での有罪判決へと事態は展開する。

2015年7月の調停委員会の勧告案発表と、9 月のサムソン独自の補償委員会の設置との間の2 か月間が、朴槿恵と崔順 実、サムソンの間で起

こった国政壟断の時期と一致するということである。サムソンが崔順実の娘に乗馬用の馬を与えた時の条件は「サムソンにおける『労働問題』の解決に協力」であった、と言う噂もある。「無労組経営」を標榜するサムソンにおける労働問題、それはサムソン電子の職業病問題以外にはないのである。

パノリムの闘いに引き続き関心を

ファン・ユミさんの死から 10 年が過ぎ、パノリムがテント籠城を初めてからでも 800 日を越えようとしている。この間、サムソンの関係者は誰一人として籠城テントを訪ねて来たことはない。毎日 100 人もの新聞記者が江南のサムソンのビルに出入りするが、誰一人としてテントを訪ねたことはない。

テントの周りには6台のカメラが設置さ

れ、テントに出入りする者はサムソンが得 意とする顔認証システムですべて把握され て、一般に公開されている「サムソン未来 館」には入ることができない。トイレも貸 してくれない。テントの前で行われている 地下街の工事は予定の工期が過ぎても延 長・延長で、一向に終わりそうにない。

そして遂にサムソン電子で80番目の犠

牲者が出た。この「死の行列」は何時まで 続くのか。パノリムの活動家たちは「私た ちは世間から忘れられるのが一番怖い」。 「私たちの存在を無視し続けるマスコミの 姿勢を変えたい」と言う。巨大企業サムソ ンに挑み続けるパノリムの闘いに、『継続 して関心を持ち続ける』ことだけでも、『力』 になるということだ。

パノリム招へい交流会 写真がつなぐ連帯運動

パノリムから、代表のファン・サンギさ ん、社労士のイ・ジョンランさんを招待し、 11月30日から12月2日にかけて、交流 を行った。しかし、今回の計画はその前段 階で何ヶ月も前から準備作業が始まってい た。というのは、彼らを招待する前に、1 人でも多くの人に映画「もうひとつの約束」 を観てもらう、というところから計画は始 まったからだった。映画「もうひとつの約 東」は、娘を白血病で亡くした父親が、金 や権力を持った大企業に立ち向かい労災認 定を勝ち取る話であるが、労災認定闘争の 中で、被災者、被災者家族の置かれた境遇、 治療費のために労災をあきらめてしまう現 実、被災者同士の分断、まじめに会社に尽 くす労働者、被災者側が裁判で証拠を提示 する難しさ、そういった労災認定にまつわ るリアルが描かれている。労働組合の活動 家や安全衛生に関心を寄せる人にぜひ観て もらうべきということ、そしてパノリムの 支援を広く呼びかけたい、そのためには映

画を観てもらうのが早い。

幸い目的を理解していただいて上映料な ど免除で、広く上映活動をする許可をいた だき、全国の労災職業病センターや労働組 合に上映会開催をお願いした。そして映画 を観たうえで、大阪、神戸で行う交流会へ の参加を呼びかけた。

上映会は、東京、横浜、名古屋、京都、 大阪、尼崎、兵庫、岡山などなど各地で小 規模なものを含めると20回は行われた(も うすぐ開催も含む)。ご協力いただいた方々 には、ほんとうにありがとうございました。







さんとイ・ジョンランさんは、忙しい合間 を縫って来日した。イ・ビョングさんとい う若いカメラマンも一緒にやってきた。彼 はパノリムで、動画配信などによる広報活 動を担っており、日本での交流も記録に納 めるため同行してきた。

3人にこちらがいろいろ教えていただくのはもちろんであるが、日本の状況も紹介して、交流によりお互いに学びあうことも目標に、視察先として、泉南アスベスト国賠裁判の原告ら、化学物質による胆管がん・膀胱がん事件の当事者ら、クボタショックのあった尼崎の「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」を訪問することとした。

最初の泉南訪問では、「石綿の碑」を見学、 石綿被害について説明を受けた後、公民館 で泉南国賠訴訟の原告と支援者ら交流し た。お手製のキムチでの歓迎を受けて、「も



左がファン・サンギさん、一人おいてイ・ジョンランさん

うひとつの約束」を何度 も繰り返し観て泣いたと いう原告の一人からは、 熱心な励ましの言葉をか けられたり、韓国を訪問 したことのある一人から は、韓国の携帯用酸素ボ ンべが大きすぎて困った

話など、思わぬところで韓国の医療事情が 話題になった。

最後には、イ・ジョンランさんが持参した韓国語の「サムソン職業病を解決せよ」のカードを手に、集合写真を撮った。

2日目は当センター事務所で、胆管がん 被災者、三星化学の膀胱がん問題に取り組 む化学一般労組などが参加しての交流会を 行った。サムソンの被災労働者たちと共通 する話であると思うが、働いていた当時、 おかしいと思っても自分を守る知識がな かった、と言う話を胆管がんにかかった元 労働者が語り、労働組合としてどう取り組 むか、議論された。

3日目の午前中は、尼崎労働者安全衛生 センター事務所を訪問し、遺族2人ととも にクボタの周りを歩いた。事務所はクボタ からほど近い場所にあり、周辺の通りに並





ぶ家々からも、中皮腫の被害者があったこ とや、昔郵政の官舎に住んでアスベストに ばく露した遺族の話に熱心に聞き入った。 被害住民とクボタの間にできた救済金制度 の話について、労災給付がないことを考慮 した高額な補償額の設定に驚いていた。

12月1日の夜は、大阪で「なくそう労 災職業病」交流会が開催された。

エルおおさか南館ホールに約100名が 集まり、集会は大成功だった。

この日の集会は、正面にパノリムの籠城 テントの映像を映し出し、テント前集会と いう設定で、トークショウのようなインタ ビュー形式で進められた。

主な話題は3つであった。1つは映画を 観ての交流集会参加なので、映画について 実際との違いや当事者の感想など、2つめ は、映画で描かれていない一審判決後の経 過、3つめは現在続けているテント籠城の 目標や今後の支援などについてである。

映画については、ファン・サンギさんか ら、「サムソンの前で、バスで取り囲まれ たり社員らに何重にも取り囲まれて周りか ら見えないようにされた」という話があり、 バスは映画の演出ではなかったんだとびっ

くりしたり、イ・ジョンラン さんから「ファン・サンギさ んは今はまじめにしゃべって ますけど、実はよく冗談を言 うコミカルな方だ」という発 言があったりした。

一審勝訴後、ファン・ユミ さんの裁判は高裁で再度勝訴 する。経過については、11

ページに簡単な年表にまとめたのでそちら を参照してほしい。またパノリムが把握 している半導体労働者の労災認定事例は、 24 例あり 13 ページ表のとおりである。

テレビ局が作成した「ゴム靴の花」とい う特集動画を短く編集したものを、参加者 には観てもらった。籠城1年の2016年、 サムソン補償委員会による補償が開始さ れ、問題は解決されたという雰囲気の中、 置き去りにされた問題について焦点を当て た内容だった。テント籠城を続ける脳腫瘍 を発症しながら労災認定されなかったハ ン・ヘギョンさんは、映像の中で、「私た ちが生き証人だ」と訴える。

そして現在もテント籠城は続いており、 たくさんの人が関心を持ってくれることこ そが、支援になると来日した2人は訴えた。





最後に会場中で、サムソンに抗議を表明するプラカードを掲げてもらって、集合写真を撮った。100人近い人がスローガンを掲げて撮った写真は壮観だった。

12月2日は神戸市勤労会館で集会が行われた。約80名の参加者があり、会場は人で埋まった。日本側からもNPOひょうご労働安全衛生センターの西山和宏さん、全港湾神戸弁天浜支部戸崎正巳さんに職業病に取り組んだ経験を語ってもらった。

西山さんは、トリクロロエチレンばく露による腸管嚢腫瘍気腫症を発症した労働者の労災認定に取り組んだことについて話した。戸崎さんは、港湾労働者のきつい労働から起こる職業病に取り組み、労災と認め

させてきた経過を報告した。パノリムのファン・サンギさんは、「サムソンに労働組合があれば、ユミは死ななかった」とよく語っている。労働組合が職業問題に取り組む重要性が分かる話だった。

最後にここでも会場中 の人間で一斉にプラカー ドを掲げて、写真を撮影した。

最終日、最後の懇親会で、イ・ジョンランさんは、「路上で寝泊まりするのは、本当に疲れます。でも、日本に来てたくさんの方から歓迎を受けて、あんなに多くの方が集まって関心を寄せてくれて、とても感動した。」と話した。

今回の招へいが、少しでもパノリムの力 になれたなら、幸いである。

「顔を合わせた交流」でさらにパノリム と距離が縮まり、今後も意義のある交流を 続けていきたいと思う。

とりわけ、抗議のプラカードを持った 写真を撮る「写真一枚連帯」は、簡単に できる抗議方法で、パノリムへの励まし になるので皆さん各自取り組んでみてほ しい。# 삼성 _ 직업병문제 _ 해결하라! #NoMoreDeath_Samsungというハッシュ タグをつけて、写真をSNSにアップロー ドするだけである。

これからもサムソン職業問題に関心を! (事務局:田島)



経過	丘耒

ファン・ユミさんサムソン半導体器興工場入社。 2003年3月

2007年3月6日 ファン・ユミさん白血病で死亡、23歳。

2007年11月20日 「三星半導体集団白血病の真相究明と労働基本権確保のための対策委員会」(後

の「半導体労働者の健康と人権を守る会:パノリム」)の発足。

一審判決でファン・ユミさん、イ・スギョンさんの白血病を労働災害と認める。 2011年6月23日

勤労福祉公団が控訴。

2012年4月10日 三星電子半導体器興工場で働き「血小板減少症と再生不良性貧血」を発症し

たキム・ジスクさんを勤労福祉公団が労災認定。

2012年12月16日 サムソン半導体器興工場を退職後、2009年8月に乳がんを発症し、2012年3

月に亡くなったキム・ドウンさん (36) を勤労福祉公団が労災認定。

勤労福祉公団清州支社は20日、マグナチップ半導体清洲工場で働いて、白血 2013年3月14日

病で亡くなった故キム・ジンギさん (38) の労災遺族請求を認める決定をした。

半導体工場での白血病が認められたのは初。

2013年10月18日 ソウル行政法院、サムソン電子半導体器興工場で働き、2009年に白血病で亡

くなったキム・ギョンミさん (29) の労災認定。

2013年11月25日 サムソン半導体華城工場で機械設備の労働者として働き、2009年9月に再生

不良性貧血で死亡したチェ某さん (32) を勤労福祉公団が労災認定。

2013年12月 パノリムとサムソン交渉開始。

2014年2月 映画「もうひとつの約束」公開。

2014年5月14日 クォン・オヒョン・サムソン電子代表理事・副会長、半導体事業場に勤めて

白血病などの疾患に罹った労働者に謝罪。

2014年8月21日 サムソン電子器興工場の半導体生産ラインで働いて白血病で亡くなった故

ファン・ユミさん、イ・スギョンさんが、控訴審でも労災と認められた。9

月勤労福祉公団は上告断念。

ソウル行政法院が半導体工場で働いて再生不良性貧血となったユ・ミョンファ 2014年11月7日

さんと脳腫瘍の診断を受けた労働者を労災と認める。

被害家族8人の内、6人が考え方の違いによってサムソン職業病被害者家族 2014年11月

> 対策委員会を結成。家族対策委とサムソンは「サムソン電子半導体など事業場で の白血病など疾患発病に関する問題解決のための調停委員会」を設置し、職業病被

害の交渉を続ける方針。

勤労福祉公団は、サムソン電子サービス東大田センターで 20 年余り働いて、 2015年4月

筋萎縮性側索硬化症に罹ったしさん(38)を労災認定。

2015年7月23日 調停委員会が調停案を公表。

2015年8月3日 サムソン電子は「調停委」が提案した公益法人の設立を拒否し、1000億ウォ

ンの基金で補償委員会を設立して職業病被害者に対する補償・予防活動を行

うと表明。

2015年8月10日 サムソン職業病家族対策委員会がサムスン電子との直接交渉を表明。

2015年9月23日 サムソン電子は「半導体白血病問題解決のための補償委員会」(補償委)の受

付を開始。

2015年10月7日 調停委で、サムソンと家族対策委員会が調停の保留を要請、パノリムはサム

スン電子本社前で座りこみを開始。

2016年1月12日

2017年7月7日

2016年1月29日 ソウル行政法院は、サムソン電子温陽事業場で働き、卵巣がんで 2012 年に亡 くなったイ・ウンジュさん(36)を労災認定。公団は控訴。 サムソン電子半導体工場で働いて 2012 年8月に悪性リンパ腫で亡くなったパ 2016年6月7日 ク・ヒョスンさん (28) を勤労福祉公団は労災認定。 2016年8月30日 勤労福祉公団はサムソン半導体器興工場と華城工場で働いたイ・ギョンヒさ ん、富川半導体工場と器興及び天安のLCD工場で働いたソン・ユギョンさ んの肺がん死亡を、労災認定した。 パノリムのサムソン前テント籠城1年。 2016年10月7日 2016 年 11 月 17 日 サムソン電子が職業病問題を有利に解決するために、ミル財団と K スポーツ 財団、崔順実母娘に金を渡したという疑惑が浮上。 ソウル行政法院が、サムソン電子 LCD の生産ラインで働いて多発性硬化症を 2017年2月10日 発病したキム・ミソンさんの療養不承認処分取り消し訴訟で、原告勝訴判決。 勤労福祉公団は、サムソン半導体器興工場で15年働き、「不妊」となったキ 2017年3月19日 ムさん (39) について労災と認めた。 2017年5月28日 ソウル高裁は、サムソン電子器興半導体工場で2年働いて、多発性硬化症を 発病した K さん (33) について、一審判決を破棄、労災と認めた。 2017年7月7日 勤労福祉公団は、サムソン電子(現・サムソンディスプレイ)の天安事業場で 5年7か月間働いて退職後、白血病を発病したキム某さん(33)を労災と認め ソウル高法行政 10 部がサムソン電子半導体事業部・温陽事業場で6年以上働 2017年7月7日 き退社後、2012 年に卵巣がんで亡くなったイ・ウンジュさん (36) を労災を二 審でも認める。

調停委員会が用意した予防に関する調停合意書に署名、三者が合意。

て入社し、2005 年 10 月に悪性リンパ腫に罹ったの労働者キム某さん(47) の 労災保険療養給付支給申請を承認。SK ハイニックスの職業性がんにの労災認 定は初めて。 2017 年 8 月 28 日 最高裁 3 部が、サムソン電子 LCD 工場の労働者 L さん (33) の多発性硬化症を、

勤労福祉公団は SK ハイニックス清州事業場に 1995 年に装備エンジニアとし

労災認定せよという判決。原告敗訴の原審を破棄し、ソウル高裁に差し戻し。
2017 年 11 月 14 日 サムソン半導体温陽工場 MBT(高温テスト)工程のオペレーターとして勤務し、退社後「脳腫瘍」を発症し、2012 年 5 月に死亡したイ・ユンジョンさん (32) について、大法院が業務と関係ありとし、二審判決を破棄差し戻し。

2017 年 11 月 21 日 ソウル行政裁判所がサム ソン電子半導体協力業者 の管理所長として勤務、 2012 年 53 歳 で 白 血 病

> で死亡したソン・ギョン ジュさんを労災とする判

決。



ファン・ユミさんと父親のファン・サンギさん

サムソン関連労災認定状況(2017.11.30) ◆勤労福祉公団認定者

Μ	▼割刀間性厶凶能先有	•		•			,
	氏 名	病 名	事業場	認定日		備考	
_	キム・ジスク	再生不良性貧血	サムソン半導体温陽工場	2012/4/10			
2	キム・ドウン	乳がん	サムソン半導体器興工場	2012/12/16	死亡		-
3	キマ・ジンギ	白血病	マグナチップ半導体清洲工場	2013/3/14	死亡		
4	£π.00	再生不良性貧血	サムソン半導体華城工場	2013/11	死亡 /	パノリム外申請	_
5	パク・ヒョスン	非ホジキンリンパ腫	サムソン半導体器興工場	2016/6	死亡		_
9	イ・ギョンヒ	肺がん	サムソン半導体器興工場/華城工場	2016/9/1	死亡		_
7	ソン・ユギョン	肺がん	サムソン半導体器興工場/華城工場	2016/9/1	死亡		_
8	イ・ミジャ	乳がん	ATK半導体	2016/9	死亡		
9	0≅.7‡	不妊	サムソン半導体器興工場/華城工場	2017/3/19			_
10	オ・サングン	脳腫瘍	サムソン半導体器興工場	2017/3			_
11	キム・ソン〇	非ホジキンリンパ腫	ハイニックス半導体清洲工場	7/1/102			_
12	12 キム・ユン〇	白血病	サムソンLCD(現サムソンディスプレ イ)天安工場	7/1/17			
							,

\sim
4
含む
彤
確定
$\widetilde{\mathbb{R}}$
."
参
끥
脳
判所認
퐈
裁
•
•

★秋刊//Mischel (本価に Bot.) 事業場 確定目 備 考 1 ファン・ユミ 白血病 サムソン半導体器関工場 2014/8/21 死亡 2審確定 2 イ・スギョン 白血病 サムソン半導体器関工場 2014/8/21 死亡 2審確定 4 ユ・ミョンラ 白血病 サムソン半導体器関工場 2014/11/7 死亡 2審確定 5 コン・〇〇 多発性神経炎 サムソン半導体品陽工場 2014/11/7 所 2番確定 6 イ・ウンジュ 卵巣がん サムソン半導体品陽工場 2014/12 1審確定 7 キム・ミソン 多発性硬化症 サムソン半導体 2017/7/2 変確定 8 イ・ジョン(仮名) 多発性硬化症 サムソン半導体 2017/7/2 宝確確定 9 イ・ビジン 多発性硬化症 サムソン半導体 2017/8/29 最高裁高機定 10 キム・ギョンスン 乳がん サムソン半導体 2017/8/29 最高裁高機定 11 イ・ユンジョン 脳腫瘍 サムソン半導体温陽工場 2017/1/1/1 死亡 高裁勝訴差し戻し 12 ソン・ギョンジュ 白血病 サムソン半導体器関工場協力会社 2017/1/1/1 死亡 高裁勝訴差し戻し 12 ソン・ギョンジュ 白血病 サムソン半導体器関工場 2017/1/1/1 死亡 高数勝訴														
病名 事業場 確定日 血病 サムソン半導体器興工場 2014/8/21 血病 サムソン半導体器興工場 2014/8/21 血病 サムソン半導体器興工場 2015/1 主不良性貧血 サムソン半導体 2014/11/7 東がん サムソン半導体 2017/1/2 単立パム サムソン半導体 2017/1/2 管性硬化症 サムソン半導体 2017/8/13 管性硬化症 サムソン半導体温陽工場 2017/8/13 サムソン半導体温陽工場 2017/11/14 中ムソン半導体温陽工場 2017/11/14 中ムソン半導体温陽工場 2017/11/14 中ムリン半導体温陽工場 2017/11/14 中ムリン半導体温階工場 2017/11/14			2審確定	2審確定	2審確定	1審確定	1番確定/パノリム外	2審確定	2審確定	2審確定	最高裁高裁に差し戻し	1審確定	高裁勝訴差し戻し	1審確定
病 名 事業場 血病 サムソン半導体器興工場 血病 サムソン半導体器興工場 血病 サムソン半導体器興工場 生不良性貧血 サムソン半導体 東がん サムソン半導体 製がん サムソン半導体 単位化 サムソン半導体 管性硬化症 サムソン半導体 財政 サムソン半導体 重傷 サムソン半導体 血病 サムソン半導体 血病 サムソン半導体 血病 サムソン半導体器興工場協力会社 自病 中本ソン半導体器興工場協力会社 自病 中本リン半導体器興工場協力会社			死亡	死亡	死亡			死亡						死亡
病 名 山物 山物 山物 山物 上子良性貧血 王子良性貧血 東がん 親がん 戦がん 東後性硬化症 質性硬化症 重動		確定日	2014/8/21	2014/8/21	2015/1	2014/11/7	2014/12	7/1/102	2017/7/25	2017/5/28	2017/8/29	2017/8/13	2017/11/14	2017/11/21
★数刊が能に自(不確定自む) 病名 1 ファン・ユミ 白血病 自血病 2 イ・スギョン 白血病 自血病 4 ユ・ミョンラ 再生不良性貧血 ラニン・OO 多発性神経炎 イ・ウンジュ 卵巣がん り キム・ミッン 多発性硬化症 イ・ウンジョン (仮名) 多発性硬化症 10 キム・ギョンスン 乳がん 11 イ・ユンジョン 脳腫瘍 多発性硬化症 10 キム・ギョンスン 乳がん 11 イ・ユンジョン 回順瘍 12 ソン・ギョンスン 配腫瘍 自血病		許 業量	サムソン半導体器興工場	4 アソン半導体器顛エ場	サムソン半導体器興工場	サムソン半導体温陽工場	サムソン半導体	サムソン半導体	サムソンLCD	サムソン半導体	サムソンLCD	サムソン社外下請QTS	サムソン半導体温陽工場	サムソン半導体器興工場協力会社 普理所長
 ★数刊が膨左台(不確定	百七/	病 名	白血病	白血病	白血病	再生不良性貧血	多発性神経炎	卵巣がん	多発性硬化症	多発性硬化症	多発性硬化症	乳がん	脳腫瘍	白血病
1 1 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	刊所認定有(不催足	氏 名	ファン・ユミ	イ・スギョン	キム・ギョンミ	ユ・ミョンファ	10・7日	イ・ウンジュ	キム・ミソン	イ・ソジョン(仮名)	イ・トジン	キム・ギョンスン	イ・ユンジョン	ンン・ギョンジュ
	▼校		1	7	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12

産業医の勧告プロセスの 明確化など 時間外労働上限規制を 受けた安衛法改正

みえない産業医活動

職場における労働者の健康管理などについて、医学という専門的な立場から指導、助言を行う医師を「産業医」といい、法律で選任が義務付けられていることはよく知られている。少し安全衛生に関わりのある人であれば、労働者数が50人以上となるとその事業場では産業医の選任が義務となっていて、同じように設置が義務付けられている衛生委員会のメンバーとなるということも知っているかもしれない。

しかし、中小の事業場を知る人であれば、 日常の職場で産業医の仕事が意識されること はほぼ無いに等しいということも感じている だろう。

法令に定められた産業医の職務は表1のとおりで、さらに「少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」(労働安全衛生規則第15条第1項)と具体的な職務内容の義務まで定

められている。

どうも法令上の産業医制度と現実の運用 状況には少々ズレがある、と感じる人は多い のではないだろうか。

増える産業医の出番

そこに加えて、最近では過重労働対策の 施策でずいぶん産業医の出番が増してきてい

〈表1〉産業医の職務

- 1. 健康診断及び面接指導等の実施並びに これらの結果に基づく労働者の健康を 保持するための措置に関すること。
- 2.作業環境の維持管理に関すること。
- 3.作業の管理に関すること。
- 4.前3号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- 5.健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 6. 衛生教育に関すること。
- 7. 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(労働安全衛生規則第14条第2項)

る。

典型的なのが「医師による面接指導」と いう対策の義務付けである。

一つ目は、月に時間外労働が 100 時間を 超えるような無茶苦茶な働き方をした労働者 が、「疲労の蓄積があって本人が希望したら」 という前提で、事業者は医師による面接指導 を実施する義務があるというものだ(2006) 年4月施行の労働安全衛生法改正による長時 間労働者への面接指導)。

二つ目は、メンタルヘルス対策の決め手 のように法改正が行われたストレスチェック 制度だ。調査票等によって「高ストレスと判 定された労働者から申し出があった場合」に 医師による面接指導を実施することが事業者 の義務とされた(2015年12月施行の労働 安全衛生法改正)。

いずれも医学的な知識をもっていて、そ の職場の状況にも通じている専門職としての 医師が、意見を述べ、その後の有効な措置に

つながることを期待する制度設計になってい る。

面接指導を定めた法令では「医師」となっ ているが、産業医が選任されている職場なら 普通は産業医の仕事となるのが一般的だ。

ほとんどが嘱託産業医

ところで産業医の現在の活動状況はどう なっているだろうか。一昨年に日本医師会が 認定産業医を対象に行ったアンケート調査結 果が実情の一端を現わしているのでみてみよ う。

そもそも現行の産業医は、一定の条件を 備えた医師を有資格者と定めている(労働安 全衛生規則第14条第2項)。そのうちで最 も割合が多いのが、日本医師会による研修を 受けた「認定産業医」で、その数は9万人を 超えるといわれる。

アンケート調査は無作為抽出した1万人

〈表2〉「産業医活動に対するアンケート結果結果について」平成27.9.25日本医師会

①産業医業務に従事する時間と業務全体に占める割合

月あたりの活動時間数	回答数
0~2時間未満	602
2~5時間未満	946
5~10 時間未満	374
10~20 時間未満	208
20~30 時間未満	62
30~40 時間未満	32
40~50 時間未満	18
50~60 時間未満	12
60~70 時間未満	6
70~80 時間未満	4
80~90 時間未満	11
90~100 時間未満	4
100 時間以上	57
回答なし	242
合計	2,578

業務全体に占める割合	回答数
0~1割未満	1,114
1~2割未満	637
2~3割未満	99
3~4割未満	44
4~5割未満	9
5~6割未満	23
6~7割未満	6
7~8割未満	6
8~9割未満	20
9割以上	69
回答なし	551
合計	2,578

を対象とし、4153人の回答を得たという。

専門診療科は内科がとびぬけて多く 1831 人、産業医としての活動形態は、「本業の傍ら他の事業場の産業医を兼務(嘱託産業医)」が 77%、「勤務先の産業医(専属産業医)」が 5%となっている。

産業医業務に従事する月あたりの時間は一番多い「 $2\sim5$ 時間未満」が946人、ついで「 $0\sim2$ 時間未満」が602人となっていて、10時間未満で数えるとなんと全体の82%(無回答を除く)となる。「業務全体に占める割合」を聞くと「 $0\sim1$ 割未満」が1114人、「 $1\sim2$ 割未満」が637人、あわせると全体の86%ということになる。(表2参照)

産業医契約の平均的な契約期間についての問いでは、「1~2年未満」が圧倒的に多くて1733人(91%)、産業医契約の契約額については、バラついてはいるが「3~4万円未満」がもっとも多くて394人となっていて、多くは10万円をしたまわるものとなっている。

職場巡視の年間巡視回数は、法令上月1回となっているので「12回」が最も多くて594人だが、全体にしめる割合は、なんと32%、で0回も66人いる(表3)。

本業の傍ら近くの事業場と嘱託契約を結ぶ「嘱託産業医」が、日本の中小企業の産業 医の典型的な姿だが、そのことをアンケート 結果ははっきりと示している。月に一度の職 場巡視をしている人は3割に過ぎず、報酬も 名義貸し程度と推測できるような金額が多い ようだ。有資格者9万人超という数字は、研 修を受けた医師という意味で産業保健の知識 を薄く備えた医師の数と考えられる。ある意 味ではバックグラウンドとして心強いともい えるのだが、労働環境対策を助言するスキル を持った医師としてはどの程度頼れるのかは 甚だ心もとない結果といえるのではなかろう か。

申し出による面接指導は 80 時間超に

「働き方改革実行計画」を政府が策定し、時間外労働の上限規制が方針づけられた。これまでの実質青天井だった時間外労働に、月あたり上限を100時間に定めるというものだ。ということは、月100時間超の時間外労働で「疲労の蓄積が認められて本人が申し出」たら「医師による面接指導」という義務付けが、意味を持たないことになる。もともと罰則が適用される労基法違反ということになるからだ。

あれほど過労死の犠牲が積み重ねられながら「面接指導」で済んできたこと自体が不合理そのものだったのが、ようやく"晴れて違法"となったわけだ。

こうしたことを含めて、労働政策審議会は「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・産業保健機能の強化について」とする報告をまとめて大臣に建議、それを受けて厚生労働省は労働安全衛生法改正案を策定したところだ。

改正案では、まず面接指導について、時間外労働が月に100時間超が例外的に認められる「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務に従事する者」について、100時間を超えたものについて面接指導を「申し出」等の条件なしに義務付けるとし、労働者も受けることを義務付けた。

そして従前の、「疲労の蓄積が認められ申 し出た者」に面接指導を行うのは月80時間 超とした。

〈表3〉

職場巡視の実施状況

回答数
66
373
281
114
117
25
132
16
13
7
62
12
594
33
172
2,017

一回当たりの巡視時間	回答数
15 分未満	63
15~30 分未満	56
30分~1時間未満	437
1~2時間未満	949
2~3時間未満	178
3~4時間未満	46
4~5時間未満	12
5~6時間未満	5
6~7時間未満	2
7~8時間未満	2
8~9時間未満	1
9~10 時間未満	0
10 時間以上	61**
回答なし	205
合計	2,017
※記	載ミスの可能性あり

次に産業医の活動環境の整備として、産 業医の「勧告」についてプロセスを法令上で 明確にすることとした。まず、産業医は勧告 をするときに事業者の意見を求めなければな らないとし、事業者は勧告を受けたときはそ の内容を衛生委員会等に報告し、内容とそれ を受けて講じた措置の内容を記録して保存し なければならないとしている。

また産業医を選任した事業者は、労働者 の労働時間に関する情報その他の健康管理等 を産業医が適切に行うために必要な情報を提 供しなければならないとし、その内容を省令 で定めるとしている。

つまり、これまで法令上、具体的な定め がなく産業医が事業者に専門的見地から意見 を述べるに過ぎなかったものを、「勧告」と いう明確な行為を伴うものに昇格させるとい うことになる。

もちろん、勧告が明文の規定に上がった

からといって、活動 が活発になるという ものでもないが、求 められる産業医のス キルという面では、 これまでよりやや高 度なものが求められ るといえるのではな かろうか。

積み残されてい る小規模対策

ただ問題なのは、 現行の産業医制度を 微修正した積み重ね をしているだけとい う見方もできる。た

とえば、産業保健制度を議論する際に必ず議 論に出てくる50人未満事業場対策だ。地域 産業保健センターや産業保健総合支援セン ターを強化と、こうした場合にはいつも付言 することになるが、今回の改正では何らの対 策も講じられないこととなる。

長時間労働により過労死に倒れる労働者 が所属していた事業場は、50人未満ではな かったか。そこのところに対する対策は、や はり今回も見えていないのである。

あらたな産業医制度で、日本の労働者の 健康はどう確保されるか、まだまだ課題が多 いといえる。

医と労(4)介護と暴力

障害者の訪問介護の現場から、今回は「介 護と暴力」というテーマにふれてみたい。

利用者からの暴力

Aさんは、身体障害者の利用者の介護中 に、泥酔した利用者から「お前は俺のこと をバカにしている」と追及されはじめ、食 器がのった机を蹴り飛ばされた。割れた食 器の片付けをしている時に、何度も怒鳴ら れた。また別の日、Aさんは利用者のズボ ンを着衣しようと、立っている利用者のお 腹の下にしゃがみ込んだところ、「もっと しゃがめ」と背中を何度も殴打された。電 動車いすで意図的に足を踏まれたり、追突 されたり、ということもあった。Aさんは 適応障害の診断で1ヶ月間休職し、いまで も利用者の前に出ると体がすくむという。

Bさんは、難病の利用者から、執拗な人 格否定を受けた。利用者は手足が一切動か せないので、手をあげるなどの暴力はな かったが、数時間立ちっぱなしにさせる、 介護を拒否して放置する、反省文を書かせ る、人格否定の暴言をぶつける、などを1 年以上にわたり続けた。Bさんは抑うつ症 状が出ながらも働き続けたが、利用者から もう来るなと言いわたされた。

介護労働安定センターの「平成 19 年介

護労働者の就業実態と就業意識調査」では、 「セクハラ・暴力の経験の有無」に関する 統計が取られている。暴力の経験ありと回 答したのは 47.5%、およそ半数である。主 な内訳(複数回答ありの条件)は「暴言(直 接的な暴言)」が22.1%、「利用者・家族の 無理解」が15%、「暴力」が14%である。 介護労働者は、利用者や利用者家族からの 「暴力」に日常的にさらされている、と言 えるだろうか。

私が直接話を聞いた上記2人は、利用者 に対して忠誠心にも似た隷属感をもち、十 分な介護が提供できない自分が悪いという 自責感情も強かった。介護労働には、肉体 労働、精神労働にくわえて、感情を抑制し 加工する感情労働が特徴的である。かりに 利用者の理不尽な振る舞いがあったとして も、病・障害・高齢のために理不尽な立場 に置かれた人たちに寄り添う姿勢が求めら れ、感情を抑え込む。介護労働者が暴力の 経験を訴えることが難しい構造がある。

暴力の仕組み

しかし、そのような感情抑制は、たんに 使用者や利用者にコントロールされてい る、ともいえない。対人支援の現場にいる と、暴力的な振るまいをする加害者の背景 には、暴力による被害・虐待経験を受けて

きたというケースが案外ある。障害者差別 解消法や虐待防止法が施行されてから、利 用者である障害者の虐待実態が大きな規模 で明らかになってきた。もちろん障害者が 差別や暴力を受けてきたからといって、利 用者である障害者の暴力を正当化はできな いだろう。けれども、利用者に対してふる われる暴力と、利用者がふるう暴力の背景 を同時に考えていかなければ、介護現場に おける暴力を止めることはできないので は、とも思うのである。

おわりに

連載「介護と労災」ではあえて障害者分 野の在宅訪問介護というマイナーな場所か ら見えるものを考えてきた。

日本社会における介護労働は、主に家庭 内で女性がになう無償労働と位置付けられ てきた。いま介護福祉制度によって介護労 働は賃労働として一部が社会化され、多種 多様な経営体が市場に参入している。労働 者が長く働ける職場にできるようにと意識 されはじめたのは、つい最近のことだ。介 護分野における労災の運動の課題を、今後 も相談を受けながら考えていきたい。(連 載終了)(事務局:高橋慎一)

参考資料

- □介護労働安全センター『平成19年介 護労働者の就業実態と就業意識調査』 http://www.kaigo-center.or.jp/report/ h19 chousa 04.html、2017年11月30 日アクセス。
- □厚生労働省「平成26年度都道府県・市 町村における障害者虐待事例への対応状 況等(調査結果)」、http://www.mhlw. go.jp/stf/houdou/0000107538.html、 2017年11月30日アクセス。
- □高橋慎一「何が暴力を振るわせるのか? **障害者介助と暴力の構造『生きている!** 殺すな?やまゆり園事件の起きる時代に 生きる障害者たち』(山吹書店) 2017年、 179 頁~ 190 頁。



パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC) + 磯村 大(精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。

2013 年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・ いやがらせ」が2年連続トップでした。

本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を 受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけ ばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわ かりやすく書いた本。

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455 サイズ:148mm × 210mm 発行日:2014.11.10 ページ数:144ページ



その 18: 労働者死傷病報告

労働災害が発生したら、監督署に報告する 義務があるというのはよく知られている。休 業4日以上の災害なら1件ごと、4日に満た ないときは四半期ごとにまとめて所定の様式 で労働基準監督署に報告することになってい る。

では、報告義務のある災害とはどんなものだろう。たとえば、過重労働により循環器疾患を発症した場合、粉じん作業に長年従事して退職後にじん肺を発症した場合、事業場内の就業時間中だが業務上ではない負傷の場合はどうだろうか。

条文を読んでみよう。労働安全衛生規則第 97条第1項は、次のようになっている。

「事業者は、労働者が労働災害その他就業中 又は事業場内若しくはその附属建設物内に おける負傷、窒息又は急性中毒により死亡 し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 二十三号による報告書を所轄労働基準監督署 長に提出しなければならない。」

労働災害のあとに「その他」とあるので、 労働基準監督署に提出しなければならないのは、①労働者が労働災害により死亡し、又は 休業したとき、②労働者が就業中又は事業場 内若しくはその附属建設物内における負傷、 窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業し たとき、の2つということになる。つまり、 労災保険の給付対象となる業務上の負傷でな くても、②であれば提出義務があるわけだ。

実は現在の労働安全衛生規則上に規定されている死傷病報告は、かつて労働安全衛生法ができる前は労働基準法第5章に安全衛生関係の条文があったことから、労働基準法施行規則の第57条に規定されていた。当時の条文では、①が第2号、②が第3号に規定され、次のようになっていた。

「2 労働者が業務上の疾病により、死亡し 又は休業した場合 3 労働者が就業中に、 又は事業場内若しくは事業の附属寄宿内で負 傷し、窒息し、又は急性中毒にかかり、死亡 し又は休業した場合

これによると疾病は業務上に限定し、負傷 等については業務上に限定していない。現在 の規定とは少し違っているが、業務外の負傷 等についても労働者死傷病報告の対象となっ ていることがはっきりしている。

それから、「労働災害」は労働安全衛生法第2条第1号で次のように定義されている。 「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、 ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動 その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾 病にかかり、又は死亡することをいう。」

つまり、「負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」なので、業務上疾病も当然含まれることとなる。だから過重労働による循環器疾患発症も提出が必要なこととなる。ただ、退職後に発症する遅発性の疾病については、対象とならないことは文意から明らかだろう。

それから、労働者死傷病報告は「死亡し、 又は休業したとき」なので、不休災害につい ては対象とはならない。

派遣労働者の労働者死傷病報告については次回に書くことにする。



監督:原一男 製作:小林佐智子

撮影:原一男|構成:小林佐智子|編集:秦岳志|整音:小川武|音楽:柳下美恵|制作:島野干尋|助成:大阪芸術大学芸術研究所 JSPS科研費 製作・配給:疾走プロダクション | 配給協力:太秦 | 宣伝協力:スリーピン ©疾走プロダクション

http://docudocu.jp/ishiwata

『ゆきゆきて、神軍』から31年。「平成」という時代のニッポン人の自画像を描きました。-

原一男監督 最新作

ニッポン国 VS 泉南岩綿村

初めて国に勝った泉南の一握りの原告たち しかし、勝っても勝っても 地裁、高裁、最高裁へと 国は逃げ続ける

あまりに優しすぎる原告たち 「なぜもっと怒らないのか!」原一男の檄が飛ぶ

とんがっている原一男監督。いいぞっ!

--- 金平茂紀(ジャーナリスト、TBS「報道特集」キャスター)

長さが醸し出す、わかりにくい部分をわかりにくいままに提示してわからせる、という高度の技法。 原告同士の間に生じる微妙な感情の行き違い、原告たちと弁護団の間に生じる葛藤とか権力関係。 こんなものは短時間では絶対に伝わらないものだ。時間はカットされるべきという時代のなかで、 時間は積み上げられるべきだということを宣言した映画。ハラショー!!

興奮し涙し、インスパイアされる

- 永田浩三(武蔵大学教授、元NHKプロデューサー)

泉南アスベスト国賠訴訟に関わる、圧倒的な人間ドラマ。 政府を相手に闘うとはどういうことかが初めてわかる。 アスベスト被害と朝鮮半島とのつながりも、目から鱗だった。 原監督は、やっぱり原監督なのだった。

監督:原一男『ゆきゆきて、神軍』『全身小説家』

制作:小林佐知子

摄影:原一男 | 構成:小林佐智子 | 編集:秦岳志 | 整音:小川武 | 音楽:柳下美恵 | 制作:島野千尋

助成:大阪芸術大学芸術研究所 JSPS科研費

製作・配給:疾走プロダクション | 配給協力:太秦 | 宣伝協力:スリーピン

2017年/215分/DCP/16:9/日本/ドキュメンタリー

©疾走プロダクション 公式HP http://docudocu.jp/ishiwata





大阪・泉南アハスト

2018年2月3日、泉南にて先行上映決定!!



南海本線樽井駅より徒歩10分 イオンモールりんくう泉南2F

Tel.072-480-5007

大阪	第七藝術劇場 06-6302-2073	大阪	シネ・ヌーヴォ 06-6582-1416
京都	京都シネマ 075-353-4723	_	

《連続講座》

そんなん無理」って誰が決めた? 見逃される通勤災害

第12回 遠回りをしても合理的な経路になりうるか

前回まで一通り、テキスト通りの議論を 行ってきた。取り上げてきた事例もリー ディングケースとして数十年にわたって参 照され続けているものばかりである。しか し、事件というものは1件1件すべて異 なる背景を持つため、過去の事案を紐解け ば必ず解が出る、というわけではない。そ のため、今回からしばらくはここ数年の審 査請求、再審査請求事案を紹介していきた い

遠回りをしても合理的な経路になりうるか 事案の概要及び経路

1 事案の概要及び経過

請求人は、業務終了後、自己所有の原動 機付き自転車(以下「原付バイク」とい う。) で通学先の定時制高校に向かう途中、 銀行に立ち寄りATMで現金を引き出した 後に交差点を走行中、右折信号を出して停 止していた対向車が急に右折し、同車を避 けようと急ブレーキをかけたため転倒負傷 した。請求人は通勤途中での災害により負 傷したとして、監督署長に対し、療養給付 及び休業給付の請求をしたところ、監督署 長は通勤災害とは認められないとして支給

しない旨の処分を行った。

2 原処分庁(監督署)の意見

監督署が不支給処分を下した理由を見て いこう。

ア合理的な経路とはいえないこと 「請求人は出金のために銀行に寄るまで に取った経路、銀行に寄った後に就学し ている高等学校定時制課程に通学するた めに取った経路が通学しない場合におい ても通勤(退勤)経路であると主張する が、その距離は約1kmで、距離を優先し 普通に取る経路の距離 500 mの倍であ り、明らかに遠回りしているものといえ るし

本来取るべき「合理的経路」は字句通 りに考えると 500m のところ、事故時 の経路は1km、つまり倍の距離になる ため、合理性に欠くというのである。

イ 請求人が災害にあったのは、逸脱中 であること

銀行に寄って ATM で現金を引き出す、 という行為は逸脱中であるため、本来取 りうる経路に戻るまでに事故が発生して も、逸脱中の事故であり、通勤災害とし

て認められないと判示した。不支給の判断をするうえで、前述の「ア」で十分であるところ、念入りに1項目を加えている。

ウ ささいな行為とはいえないこと

銀行で現金を引き出すことは「日常生 活上必要な行為」ではあっても、「ささ いな行為」ではない、と判断しているが、 ここまで来るとさすがにくどい。すでに 学習したように、「ささいな行為」はト イレやお茶を買ったり雑誌を買ったりと いうこと、ちょっと立ち止まって休憩と いったようなものである。一方「日常生 活上必要な行為」は、買い物をしたり、 職業訓練を受けたり、束の間で終了する ようなものではないが、生きていくうえ で必ず行うような、文字通り「日常生活」 において「必要な行為」である。今はコ ンビニでも ATM があるくらいだから、 銀行に入るということと、スーパーやコ ンビニに入ることとが同義ととらえられ ることは理屈の上でも合理的だといえよ う。



3 審査官の判断

さて、上記のとおり原処分庁の判断では 基本的には「合理的な経路から逸脱してい るため」という点を軸に、その他 2 点を 補助的に論じている。そのため、合理的な 経路だったということが認められれば通勤 災害となる。結論から先に述べると、審査 官は銀行に寄ったことも合理的経路であ る、と判断し、原処分を取り消した。その 全文を見てみよう。

「被災者が自宅と会社との交通手段として、 自己所有の原付バイクを使用したことについては、合理的な方法であったと認められる。帰宅途中において、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育を受ける行為、また、当日銀行に寄り現金を下ろした行為については、『日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のもの』に該当し、本件災害が通勤災害と認められるためには、銀行に寄り現金を下ろした後、合理的な経路に復した後の災害であると認められる必要がある。

通勤経路としての合理的な経路は必ずしも1つに限られるものではなく、距離のほか、道路事情等諸般の事情を考慮して合理的に考えるべきであり、複数の経路があるのは当然である。これを本件についてみると、出勤経路は南幹線を使用し、退勤経路は北街道を使用している。退勤経路の北街道を直進した場合は400m出勤経路より短いが、著しく遠回りとならなければ合理的な経路と認められ、これはどちらも合理的な経路と認められる。

次に、退勤途中の○交差点から北街道 あるいは新北街道を通る経路は B 地点ま で 500 m あるいは 600 m であり、停車す (26 ページにつづく)

連載 それぞれのアスベスト禍 その75

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

死亡診断書の病名

当機関誌の7月号で紹介した「たった6 日間の労災休業補償請求」の故新見徳治さ んが肺がんで労災認定された。遺族には6 日間のうち待機期間をのぞいて3日分の休 業補償が支給された。しかし、本来の目的 はこれからの「遺族請求」にあった。たっ た3日間の「労災認定」はこれから意味を 持つのだ。徳治さんの死亡診断書は「肺炎」 の一行だけ。その原因となった疾病は何も 書かれていない。

徳治さんは過去の職歴において労働者期 間が2年余りしかなかったことに加えて、 当時の会社は廃業しており、元同僚も見つ からなかった。そのために労災休業補償請 求を断念して環境省の石綿救済法を申請し て、認定になっていた。しかしその後肺が んの労災認定基準が改正になり、徳治さん にも可能性が出てきた矢先、徳治さんは急 逝した。

しかも、死亡原因は肺炎と記載されてい た。

遺族は石綿救済法の葬祭料 199000 円 を請求したが「当該認定疾病に起因し死亡 した方」という条件に該当しないと判明し た。「肺がんに起因した肺炎であるという 医者の意見書があれば」と環境再生保全機 構は言った。そこで遺族は担当医に何度も 交渉したが「死因は肺炎です」の一点張り だった。

長年肺がんで闘病して、最後にたまたま 肺炎を併発して死亡しただけなのに、これ ではあまりも悔しいと私は思った。しかし 遺族年金補償のない環境再生保全機構と葬 祭料だけを巡って争うにはあまりにも空し V

そこで一計を案じたのが、まずは休業補 償で肺がん認定を得ることだった。会社も なく、元同僚もいなかった。ただひとり元 同業者の実弟がいるだけだ。祈るような気 持ちで待っていたら遺族のもとに「支給決 定」の通知が届いた。後に所轄監督署に尋 ねると「本省に伺いました」といっていた。 「石綿ばく露の客観的な資料がなく判断で きない場合も、本省協議すること」に従っ たのだろう。

労災認定が決まったら、さっそく徳治さ んの長女、次女と3人で大阪赤十字病院に 行った。これまで長女の田口明美さんが何 度も交渉したが無駄だったので、不安の面 持ちの姉妹たちだった。「今日は絶対にひ かない」と二人に告げて呼吸器外来の受付 に行き、担当者に事の次第を説明した。

肺がんで長年闘病していれば肺炎を引き 起こすこともあるだろうし、たまたまそれ が死亡原因になったとしても「肺炎」だけ の一行ではあまりにも故人と遺された家族 がかわいそうだと訴えた。死亡するその日 まで「肺がん」として治療費が支給されて いたことを考えたら決して無視できないは ず、と説明した。そのうち担当者から「おっ しゃることは解りました。しかし死亡診断 書は書き換えられません」という言葉が出 たので「新たな診断書をお願いします」と。

そして翌日「平成27年3月に肺炎で死亡されている。平成14年に左肺癌あり、左肺下葉の一部を切除されている。長期の喫煙歴もあり。喫煙、肺癌の術後などが、肺炎の発症に寄与した可能性はあり。以下

余白。」という診断書を入手できた。

やっと徳治さんに報告できる、と思った。 私が徳治さん宅を最初に訪問した時「戦後 の高度成長期の時代にあちこちでビルが建 ち、道路が舗装された。自分の仕事は防水 業なので多くの現場にかかわってきた。そ のうち仕事仲間が何人も肺がんで死んで いった。自分たちはアスベストが危険だと は知らなかった。新聞報道等でやっと解っ た。自分は労働者の期間が短くてほとんど 自営業だったが労災保険はかけていなかっ た。呼吸苦で仕事が出来なくなり苦しい生 活を送ってきた。電話したのは、自分たち のような仕事をした労働者がいたことを 知って欲しかったからだ」と語っていた。

あとは遺された奥様が、無事に遺族年金 受給の手続きを終えることだ。

(24 ページつづき)

ることなく原付バイクの法定速度(30km/h)で移動すると、所要時間は1分あるいは1分12秒である。請求人が通った経路は、距離1km、所要時間は2分12秒であり、請求人が旧北街道を通らない理由は、信号待ちで渋滞している場合が多く、バスも通っていてバスの間から人が出てきて危ない、また、新北街道を通らない理由は、片側2車線で車がスピードを出して走るので、原付バイクでは危険なためと述べている。

監督署長は請求人の通った経路が、普通に通る経路の距離 500 mの倍であり明らかに遠回りしていると述べているが、請求人が通らない理由は上記のとおり渋滞や危険である旨を述べており、500 mと 1 k

mの差は時間でいえば1分と2分の距離である。この距離を、著しく遠回りとなる経路とはいえず合理的な経路であると判断できる。」

簡単に言うと、500mの通勤距離が1kmになったところで、時間にすれば1分違いに過ぎない。距離だけで判断してはいけない、と結論付けているのである。また、道路事情についても述べられており、被災者のとった通勤経路の合理性を補完している。

冒頭にも述べたように、一つ一つの事案 はすべて背景が異なる。個別の事案から演 繹的に答えを導くことはたいへん困難であ るが、事案を丁寧に見直すトレーニングだ と思って、しばらくお付き合い願いたい。

厚生労働省が、アスベスト健康被害 の国家賠償対象者に個別通知 ホットラインにも多くの相談

泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決を 受けて、勝訴した原告と同じ環境にあった 被災者に対して国は損害賠償を支払うこと にした。予想される被災者数は 1200 名を 越えるが、判決から 3 年、その 10 分の 1 程度の人数しか提訴にはいたっていない。

これに対し、中皮腫・アスベスト疾患・ 患者と家族の会は、対象者と思われる被災 者や遺族に向けて、厚生労働省から直接通 知をするべきであると申し入れた。申し入 れ時の厚生労働省の反応は、「無用な混乱 を起こすことになる」と否定的であったが、 その後態度を変え、本年 10 月に個別周知 を行うことにした。

個別周知は、国からの賠償金の請求方法に関する案内を各家庭に普通郵便で届けるという方法で行われた。目立つ色で作成されたパンフレット「石綿(アスベスト)工場の元労働者やその遺族の方々のうち一定の要件を満たす方に賠償金をお支払いします」と大きく書かれている。そして「Q1、どうすれば賠償金がもらえますか?」にすでに労働基準監督署などで目にする案内に書かれた3要件である、(1)昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにばく露する作業に従事したこと。(2)その結果、石綿

による一定の健康被害を被ったこと(3) 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること、が挙げられ、ところどころに「詳しくは弁護士などにご相談下さい」と記されている。

この機会にあわせて、10月4日・5日 の二日間、アスベスト被害全国ホットラインを開設し、全国各地で中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会とアスベスト訴訟関係弁護団が協力して、上記国家賠償訴訟やアスベストの健康被害に関する相談に応じた。

全国的に報道されたこともあり、全国各地に設置した相談ポイントの電話は鳴り止まず、大阪会場の4本もそうだった。結果として、全国6ポイントで受けた相談件数は約550件であった。報道された2日間に限らず、その後も用意したフリーダイヤルには相談が寄せられ、患者と家族の会や安全センターで対応が続けられている。

大阪会場で受けた相談では、悪性胸膜中 皮腫に罹患した亡父に関する沖縄からの相 談をはじめ、中皮腫についての相談が多 かった。中皮腫に関しては、治療や病院に 関する相談も寄せられ、これらの相談に対 しては、労災請求や救済法申請の手続きだ けを行うフォローでは十分ではない。また、

(36ページにつづく)

韓国からのニュース

■環境部の石綿被害補償額、労働部の 18% に 止まる

国会・環境労働委員会のキム・サムファ・国民の党議員が、労働部から受け取った「石綿関連産業災害処理承認者目録現況」によると、悪性中皮腫患者は労災補償額として1人当り1億9400万ウォンを受け取った。肺がん患者は1億7600万ウォン、石綿肺症患者は7300万ウォンを受け取った。

一方、環境部の「石綿疾病別の1人当り救済給付支給額平均」では、悪性中皮腫患者1人当りの補償額は平均3893万ウォンに過ぎなかった。労働部が認めた悪性中皮腫患者への補償額の1/5の水準だ。肺がんは環境部の補償額が1人当り3154万ウォンで、労働部の補償額の18%に止まった。石綿肺も労働部の補償額が環境部の補償額(2599万ウォン)より2.8倍も多かった。

環境部と労働部の補償額の差が大きいのは、二元化された補償システムのせいだ。キム議員は「労災は手続きが難しく、日雇い労働者の場合、証明は簡単ではない、一方環境部は、石綿被害を包括的に認定している」と説明した。この影響で、労災と認められた石綿疾患者は162人(6月末現在)に過ぎない反面、環境部で認められた石綿疾患者は1974人(9月末現在)にもなる。

キム議員は「環境部が認めた石綿被害者のうちの相当数は、建設現場や石綿鉱山・工場で働いた履歴を持っている」。「二つの機関の救済制度を統合したり、環境性石綿被害補償を現実に合うように、不合理な補償問題を解決しなけ

ればならない」と話した。2017 年 10 月 10 日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■「慢性過労」で倒れても、3人に1人は労災 と認定されない

10日、共に民主党のイ・ヨンドク議員(環境労働委員会)が、労災保険審査を担当する勤労福祉公団の資料を分析した結果、「発病前3か月間に週平均60時間」働き、脳心血管系疾患になって労災を申請した労働者の労災承認率は、2015年67.1%(356人中245人承認)から2016年66.6%(299人中199人承認)に、0.5%低くなったことが分かった。

政府は2013年に産業災害補償保険法施行令を改正して、過労疾病と過労死の労災認定基準を作った。発病前3か月(12週)間の業務時間が、週平均60時間(4週間に週平均64時間)を超えれば、疾病と業務の関連性が高いと判断するとした。

イ・ヨンドク議員室の資料によれば、脳心血管系疾患で労災申請をした人の中で、労働部の「発病前の3か月に週平均60時間」の基準を満たして労災を認められた比率は、2013年は38.5%(182人中70人)で、2015年には67.1%(356人中245人)にまで上がったが、昨年は再び66.6%(299人中199人)に低下した。労働者の3人に1人は、政府が作った過労労働時間を超過しても、労災と認められない。

また「60時間基準」を満たせなかった脳心血管系疾患の労災承認率は、2013年の16.3%から2016年の13.5%に2.8%低くなった。基準線にギリギリ達しない「50時間以上60時間未満」の労災承認率は、この4年間ずっと20%台だった。イ議員は「週60時間を満たせなくても、夜間勤務、交代制勤務に因る過労とストレスが疾病を誘発することがある」。「勤労福祉公団が画一的な基準で判断するから、これに達しない労働者は労災保険の保護を受けられ

ない」と説明した。

過労疾患の労災承認率が低い理由としては 「書類にだけ依存する審査」が挙げられた。勤 労福祉公団が脳心血管系の労災申請に対して、 現場調査を行ったのは、2015年の46.7%から 昨年の 46.2% に 0.5% 下がった。筋骨格系疾患 に対する現場調査率(昨年83.8%)の半分に近 い。イ議員は「過労死の絶対多数になる脳心血 管系疾患が業務上疾病と認定されるためには、 業務の量、強度、責任、業務環境の変化による 発病前の短期間の業務負担が増えたか、に対す る実態調査が必須」とし、「過労死の大部分を 占める脳心血管系の疾病に対して、徹底した現 場調査による正確な判断が重要だ」と指摘した。 2017年10月10日 京郷新聞 キム・サンボ ム記者

■産業災害の隠蔽事業主は刑事処罰、元請・下 請労災を統合公表

雇用労働部は産業安全保健法施行令・施行規 則改正案を19日から施行する。改正施行令・ 施行規則によれば、産業災害を隠したり、元請 けが隠蔽を教唆したり共謀すれば、1年以下の 懲役、または 1000 万ウォン以下の罰金に処す。 労災事実を労働部に報告しなかった時に賦課す る過怠金が 1000 万ウォンから 1500 万ウォン に上がる。重大災害が発生した場合は3000万 ウォンまで賦課する。また、製造業と鉄道・都 市鉄道運送業の元請けは、下請け業者で起こっ た労災を統合して、雇用労働部に報告しなけれ ばならない。元請け責任を産業災害の指標に反 映するためだ。

過怠金の賦課基準も上がった。有害・化学物 質に関する安全保健資料を労働者に提供しない 時に賦課する過怠金の上限額は、現行の50万 ウォンから 500 万ウォンに上がる。

労働部はこれと共に、労災発生の元請け責任 を強めるために、元請・下請産業災害統合管理

制度を導入した。来年から常時勤労者1千人以 上の製造業と、鉄道・都市鉄道運送業の元請け は、下請け業者の労災まで労働部に報告しなけ ればならない。2019年からは500人以上の 事業場に拡大する。下請け業者の事業場名・常 時勤労者数・被災者数を含む「統合産業災害現 況調査表 | を、毎年4月30日に地方雇用労働 官署に提出しなければならない。資料を提出し なかったり虚偽の作成には過怠金 1000 万ウォ ンを賦課する。

総工事金額が50億ウォン以上の建設工事を、 電気工事・情報通信工事など、多数施工業者に 分離して発注する発注者は、混在作業として発 生し得る労災を予防するために、安全保健調停 者を置かなければならない。元請けが安全・保 健措置を講じなければならない場所として「可 燃物がある場所での火災危険作業として、発火 の恐れがある作業場所」を追加した。2017年 10月18日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン 記者

■ 3 年間で大企業建設会社の労災死亡は 247 人/1位に大宇建設

最近3年間で国内100大建設会社が施工し た現場で、合計247人が事故で亡くなったと 集計された。

労災発生1位企業は大宇建設で、3年間で死 亡者20人、被災者は345人。2位現代建設(死 亡 13 人、災害 267 人)、3 位は SK 建設 (死 亡 11 人、災害 230 人) で 4 位 GS 建設 (死亡 9人、災害 470人) の順だった。

大企業が直接施工する現場でも月平均7人が 死亡し、120件の労災が発生するということだ。 この3年間に建設業全体で発生した死亡者数 は、合計 1370人で、2014年 434人、2015 年 437 人、昨年 499 人を記録した。

共に民主党のソン・オクチュ議員の資料によ れば、労災発生時に事業主が自主的に申告せず、 雇用労働部が労災隠蔽を直接摘発した件数は最近3年間で2800件に上る。この内、建設業だけで364件が摘発された。2017年10月22日京郷新聞 キム・サンボム記者

■労災死亡者が毎年 2000 人、理由はある

毎年 2000 人近い労働者が産業災害で亡くなるにもかかわらず、事故責任者の処罰が余りにも軽い理由が数字で確認された。

国会・法制司法委員会のチョン・ソンホ・共に民主党議員が、検察から受け取った「産業安全保健法違反事件処理現況」を分析した結果、ここ 10 年間で産業安全保健法に違反して、関連者が拘束された事件はわずか 9 件だった。

検察は 2008 年から先月まで、雇用労働部などから産業安全保健法違反事件 4万 2045 件を受け付け、3万 3648 件を起訴した。この中95.4%の3万 2096 件は罰金刑の略式起訴で、正式裁判に移した事件は 4.6%の 1552 件に止まった。一般事件の起訴率 (8.5%) と比較すると、労災事件起訴率は半分に留まった。特に起訴事件 1552 件のうち、拘束起訴された事件はわずか9件 (0.6%) だ。一般事件の拘束起訴率 (1.6%) を遙かに下回った。

大法院の「産業安全保健法違反事件(刑事公判)処理現況」を見ると、10年間で産業安全保健法違反疑惑の被告人5100人に対する一審裁判で、実刑を宣告された被告人は30人(0.59%)だけだ。二審では7人しか実刑を宣告されなかった。2017年10月25日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■パノリム、サムソン電子・SK ハイニックス協力会社の労働者の集団労災を申請

サムソン電子と SK ハイニックスなど、国内 の半導体生産業者で働き、白血病、リンパ腫、 多発性硬化症などの病気に罹った労働者 7 人が 31 日、同時に産業災害を申請した。半導体労



働者の健康・人権団体「パノリム」は勤労福祉 公団ソウル南部支社の前で記者会見を行い、「勤 労福祉公団は電子産業の職業病被害者に対して 迅速に労災を認めよ」と要求した。

パノリムの労災申請は、2008年4月にサムソン半導体の集団白血病の労災申請を始めてから、今回が13回目だ。パノリムはこの日までに94人の労災を申請したが、労災を認められた患者は22人だけだ。パノリムが最近10年間に情報提供を受けた半導体職業病被害者は全部で393人で、うち144人が既に亡くなった。

勤労福祉公団は、この間発ガン物質にばく露した証拠が足りないとか、発病原因が医学的に明確でないなどの理由で、被害者に立証の責任を要求し、労災承認に消極的な態度を示した。パノリムは「最近の大法院の判決の趣旨の通り、労災認定基準を直ちに改正し、反復的な職業病被害に対しては、長期の調査と審査なく、労災を認めよ」という態度だ。

8月に大法院は、サムソン電子で働いた労働者が多発性硬化症で労災を申請した事件に関して、業務と発病原因の関連性が不足するという理由で請求を棄却した原審を破棄して、「立証責任の緩和」法理で被害者に軍配を上げた。最近になって裁判所で労災を積極的に認める判決が続いて、政府も方針転換を検討しており、成り行きが注目される。2017年10月31日 ハンギョレ新聞 チョ・イルジュン記者

■労災トラウマ管理プログラムが第一歩

◇労災トラウマ管理プログラムを全国で施行 = これからは産業災害を経験したり目撃した労働 者は、全国 21 の勤労者健康センターでトラウ マ心理相談を受けることができる。雇用労働部 は崩壊・狭窄・切断など、衝撃的な災害を経験、 目撃した労働者を対象に、トラウマ管理プログ ラムを11月から全国で施行する。

地方労働庁と安全保健公団が災害原因の調査 の過程でトラウマ管理の必要性を確認すれば、 該当事業場にトラウマ管理プログラムを運営 するように勧告・指導する。50人未満の中小 事業場は勤労者健康センターで、出来事インパ クト尺度 (IES-R) 検査と心理相談サービスなど、 トラウマ管理プログラムを直接提供する。50 人以上の事業場は外部専門家や保健所など、地 域医療機関と協力して自主的にトラウマを管理 するように指導する。勤労者健康センターを直 接訪問する労働者はいつでも相談を受けること ができる。

◇専門相談者の力不足「相談する労働者への不 利益をなくして」= 最初の一歩は踏み出したが、 全国 21 の勤労者健康センター毎に専門心理相 談士は1人しかいない。事故の規模が大きく、 心理相談対象者が多い場合、適切なサービスを 提供するのが難しいことは明らかだ。

労働部もこのような問題を認めており、労働 部の関係者は「多くの事業主がこの分野に対す る専門性があまりないので、政府が介入してく れることを願っているが、制限された予算と人 材のために容易ではない」と話した。

イ・スンヨン建設労組・労働安全局長は「建 設現場はほとんどが日雇いなので、トラウマで 仕事ができない苦しさも大きい」。「相談を受け る時間を勤務時間と認めたり、雇用上の不利益 を受けないようにしなければならない」と話し た。2017年11月1日 毎日労働ニュース ペ・ ヘジョン記者

■造船業労災死亡者は5年間で112人/国民 参加の調査委が浮上

造船業の事業場で人命事故を始めとする産業 災害が絶えない中、政府が民間の専門家たちで 構成された「造船業重大産業災害の国民参加調 査委員会 | をスタートさせた。事故に対する専 門的で客観的な真相調査と、根本的な予防対策 を準備する。

造船災害調査委はペ・キュシク韓国労働研究 院選任研究委員が委員長に、産業安全保健専門 家としてイム・サンヒョク労働環境健康研究 所々長などが参加した。

災害調査委は「労働親和政府」を約束した文 在寅政府の意志が反映されたもので、7月に大 統領は「産業災害対策パラダイムの転換」を宣 言し、大規模な人命事故や社会的な影響が大き い労災事故に対して「国民が直接参加する調査 委員会を構成し、国民が十分に納得するまで事 故原因を透明に、徹底して調査する」と明らか にした。これによって、8月には関係部署合同 で重大産業災害予防対策が発表され、9月には 現場労働庁の設置が建議された。造船災害調査 委は政府のこのような方針によって初めて構成 された国民参加の調査委員会だ。

調査委は今後、造船業者の事故現場訪問、事 業場の資料の調査、労使関係者と現場労働者へ のインタビューなど、様々な方法で事業場の安 全システム、元請けと下請けの実態と雇用形態 など、事故原因と思われる制度と慣行、構造的 な問題点などを調査する方針だ。調査を終えれ ば事故の再発を防ぐための技術的な改善方案だ けでなく、関連の制度と構造的な改善策まで含 む調査結果を発表し、制度改善が必要な場合、 関係機関に通知することになる。

造船業種は他の産業部門と比べて重大産業災 害の危険が高く、災害発生も多い。民主労総は 「今まで、鉄道、航空をなど35の各種事故調 査委員会が、技術的な専門家を中心に構成・運 営され、現場労働者の参加が排除されてきたため、雇用構造と制度改善に対する考え方と対策を示すことができなかった」。「調査上の独立性保障、円満な調査のための支援、調査委が出した対策の実質的な履行の保障など、根本的で構造的な原因調査と解決策」を求めた。2017年11月2日 ハンギョレ新聞 チョ・イルジュン記者

■感情労働者、顧客が横暴なら「業務中断」で きます

雇用労働部は「感情労働従事者健康保護ハンドブック」を発刊して、政府・公共機関 355ヶ所と全国の50人以上のサービス業種の事業場1万9000ヶ所に配布する。顧客の暴言と暴力、セクハラ被害から感情労働者を保護するために、政府次元で体系的なガイドラインとマニュアルを作って積極的に対応する。

感情労働は航空機の乗務員、コールセンター相談者、ホテルやレストラン従事者、デパートと大型マートの販売業務の従事者が代表的で、韓国の産業構造がサービス業中心に変わって、現在560万~740万人の労働者が感情労働に従事しているものと把握される。賃金労働者の31~41%の水準だ。

ハンドブックには感情労働者の健康保護のための10種類の措置が入れられた。顧客の不当な要求が繰り返される場合、サービス中断の警告と業務中断権の付与と相談・治療など業務処理裁量権の付与、労働者に不利益な処分の禁止.休息権の保障、職務ストレス緩和と予防教育、顧客応対マニュアルの準備、苦情処理委員の配置と建議制度の運営など。

特に業務の中断権は暴力・暴言などの危険状況が発生した場合、感情労働者の身体的な安全と精神的な安定のために、業務を一時中断して、適正な休息・休暇を与えたり勤務場所を変えるようにした。それだけでなく、労働者が、暴言、

暴行などの極端な横暴を行った顧客に対して告訴、告発、損害賠償請求など、民事・刑事上の措置をする場合には、事業主が適切な支援をするようにした。2017年11月6日 ハンギョレ新聞 チョ・イルジュン記者

■大法院「『退職7年後の脳腫瘍診断』に、サムソン半導体労働者の労災を認めるべき」

サムソン電子の半導体工場で働き、退職後7年が過ぎて悪性脳腫瘍の診断を受けた後に亡くなった労働者の産業災害を認めた大法院判決が出た。

大法院3部は14日、サムソン半導体の労働者、故イ・ユンジョンさんの遺族が勤労福祉公団に出した療養不承認処分取り消し訴訟の上告審で、「イさんの業務と脳腫瘍の発病の間に、相当因果関係が認められる余地が相当だと見られる」として、原告敗訴判決の原審を破棄して事件をソウル高裁に差し戻した。

法院は脳腫瘍の場合、発ガン物質にばく露した後、相当期間が経過した後に発病する可能性があるという点、悪性度が低い神経系症が発生し、数年の期間を経て悪性度が高い細胞腫に変化する事例も報告されたことがある点などを考慮し、「故人が退職後7年が過ぎた後に脳腫瘍の診断を受けたという点だけでは、業務と脳腫瘍の発病の間に関連性がないと断定することはできない」と判断した。

また「この事件の事業場での脳腫瘍発病率が、



韓国人全体の平均発病率や、イさんと類似の年 齢帯の平均発病率と比較して格別に高いとすれ ば、このような事情がイさんの業務と疾病の間 の相当因果関係を認めるのに有利な事情として 作用する」と付け加えた。2017年11月14日 民衆の声 キム・ジヒョン記者

■パノリム 10年「私たちは未だに街頭にいる」

パノリムが 20 日の午前、サムソンデジタル シティの前で記者会見を行い、結成10年を回 顧しました。パノリムの前身は 2007 年 11 月 20日に19の市民・社会団体が構成したサム ソン半導体白血病対策委です。

パノリムは「この 10 年間、サムソンで 320 人の労働者が職業病の情報を提供してきたし、 118人の労働者が亡くなった」とし、「労働者 は若い時期をずっと闘病に過ごし、その家族は 亡くなった家族を忘れられない痛みに絶望しな ければならなかった」と振り返りました。

パノリムは「すでに法院と勤労福祉公団で認 められた疾病が10種類に達するところに、法 院は『労働者の知る権利は企業の営業秘密より も優先する』として、営業秘密より労働者の命 の方が優先すると判決した」。「サムソンはこれ 以上労働者の死を蔑ろにせず、パノリムと対話 に応じなさい」と要求しました。

パノリムはサムソンに心からの謝罪と排除の ない被害補償、透明で実効性のある再発防止対 策などを要求して、2015年10月7日からサ ムソンの社屋の前で野宿座り込みを行っていま す。20 日現在の座り込み 776 日目です。2017 年11月21日 毎日労働ニュース編集部

■「現場実習死亡」イ君追悼のロウソク、光化 門で毎日掲げる

特性化高校の高校生が、工場での現場実習の 途中で亡くなる事件が今年2回発生し、特性化 高校権利連合会などは、21日から光化門広場



で毎日ロウソク追悼会を行うことにした。

特性化高校権利連合会は「19才の実習生を 追悼し、安全な現場実習対策を求めます」と声 明を出し、高校生と卒業生、教師たちが20日 から毎日、午後7時に光化門広場のイ・スンシ ン銅像の前でロウソク追悼会を行うとした。「現 場実習生にとって、現場はどこも世越号だ。事 故がなぜ起きたか、何が問題だったのか、徹底 して調査して明らかにしなければならない」、 「該当の事業場だけでなく、全国の現場実習生 の安全が保障される対策を作れ」と話した。

特性化高校権利連合会・推進委員長は「全国 で6万人の高校生が現場実習をするのに、安全 対策なしで命を差し出さなければならない状態 だ」と話した。

全教組も声明を出して「職業系高の産業現場 実習をこのまま放置できない。学生たちが労災 で命を失い、非人間的な労働環境に絶望して自 ら命を絶つ。教育部は学生を死に追いやる産業 体派遣型の現場実習を中止せよ」と要求した。

9日に済州道内の特性化高校3年に在学中 だったイ・ミンホ君は、済州市のある飲料水の 製造工場で産業現場実習中に、製品積載機に 首を挟まれ、病院に緊急移送されたが19日に 亡くなった。今年1月には全州市で、通信社 の LGU プラスの顧客センターで現場実習をし ていた高校生が、自ら命を絶つという事件も発 生した。2017年11月21日 ハンギョレ新聞 キム・ミヒャン記者 (翻訳:中村猛)



過労死防止対策推進シン ポジウム開催

大 阪

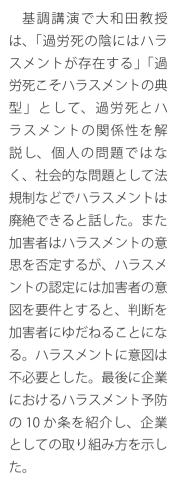
厚牛労働省は過労死等防 止対策推進法に基づき、毎 年11月を「過労死等防止 啓発月間」としている。民 間団体と連携して各都道府 県で過労死等防止対策推進 シンポジウムを開催するほ か、「過重労働解消キャン ペーン」として、労使団体 へ協力要請を行い、重点監 督、電話相談などを実施す る。そのうちのひとつ、過 労死等防止対策推進シンポ ジウムが11月2日、グラ ンフロント大阪のコングレ コンベンションセンターで

開催された。大阪のシンポ ジウムは、過労死防止大阪 センターが協力して企画さ れた。

今回も盛況で485人もの参加者があった。大阪労働局が各企業にダイレクトメールを郵送した効果もあり、多くを企業の人事・総務関係者がしめた。

内容は、まず大阪労働局 から過労死防止の取り組み について報告、「過労死と ハラスメント」と題して、 滋賀大学名誉教授の大和田 敢太氏の基調講演があり、

> 休憩を挟んで、過 労死防止大阪セン ターの代表幹事で もある森岡孝二関 西大学名誉教死 あ、「過労死防・3年、 取り組みと現状」 を報告、最後に過 労死遺族4人が登 壇した。



遺族はそれぞれ息子や父親と言った家族を失った体験を語り、「命より大切な仕事はない」と訴えた。

今年はすべての都道府県 でのシンポジウム開催が実 現した。国と民間団体が協 力する企画でもあり、今後 定着、発展が望まれる。



大和田敢太教授



第5回職業がんをなくそう 集会 in FUKUI _____

福井

5回目の職業がんをなく そう集会は三星化学工業株 式会社の所在地である福井 県で開催された。前回の福 井集会は宿泊付きだったた め、きたという。今回は1日限 り、しかも第48回衆議院 議員総選挙前の最後の日曜 日とあいまって、組合関係 者の方もなかなか出席でき ない状況ではなかったかと 思われたが、それぞれが熱 心に聴講していた。

今回は、冒頭に三星化学 の田中康博氏が、近年の組 合活動の成果を報告し、安 全な職場づくりへの奮闘を 語ることから始まった。組 合員に対して、他の従業員 が「会社に対して怒るよう なことをして」と非難する という。同僚ががんになっ て苦しんでいるのに、そし てこれ以上被害者が出ない ように戦っているのに、会 社に逆らわなければ発症し ないとでも思っているので はないか、と怒りすら感じ る。田中氏の淡々とした語 り口が口惜しさを余計に際 立たせる。

しかし、少しずつ他の従 業員もこの活動の重要性を 理解するようになってきた という結語に、聞いている 私たちも安堵する。具体的 に現場の作業環境が改善さ れ、作業のしやすさや安全 の確保を実感するように なってきているためであ る。結局は他の従業員も会 社に逆らうことで居辛い 思いをしたくないだけで、 堂々と戦う組合員に対する やっかみでしかなかったの ではなかろうか。きっと悪 を懲らしめ正義を実現する という結末に向けて、田中 氏は物語を紡ぎ続けてくれ るだろう。

午後からは産業衛生学会の山野優子氏をむかえ、記念講演を行った。山野氏は産業衛生学会の許容濃度委員会、発がん性物質検討小委員会などの委員を務める。膨大な化学物質と各研究機関の統一されない研究フォーマットを丁寧に分類

また、オルトトルイジン による膀胱がん被害につい て 2016 年の労働安全衛生 総研報告書では、作業環境 ではなく作業で使うゴム手 袋内の汚染によるものと示 唆されている。この報告書 も講演では紹介されたが、 質疑応答では「手袋汚染を 防いでも、まだ尿中のオル トトルイジン濃度が高い。 ゴム手袋に原因を求めるの は拙速ではないか。製品化 されたものが吸引され、体 内でオルトトルイジンに分 解されているのではない か」と問いかけられ、回答 に詰まらされていた。

もっとも、糾弾目的で山 野氏に講演を依頼したわけ ではなく、研究者が直に被 害者に接し、現場の状況を 詳しく聞く機会を持たせる ことが主催者の意図ではな かっただろうか。その意図 が判っていたからこそ、ゲ ストスピーカーでありなが ら被災者の声を真摯に聞い ていたし、この講演がその 後の研究にも資するのでは ないだろうか。

今回は実際に化学関連の 仕事をしている参加者が多 く、実際に使われている「薬 品取り扱い経歴報告書」な どが添付資料で提供され、 化学物質ばく露歴やばく露 頻度がすぐにわかる工夫を 行っている企業の紹介など もあり、非常に充実した集会だった。この日、終了後はすぐに帰阪したが、機会があればそれぞれの参加者に詳しく現場の話を聞きてみたいと思う。

(27ページのつづき)

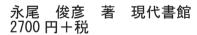
5年前に発症し、一度は治癒と診断された 石綿肺がんについて、継続相談中に再発し たケースもあり、相談者に対するアプロー チを続けていくことの重要性をうかがわせ る。

年間数回にわたり大々的にホットライン を宣伝しているが、その都度急を要する相 談が寄せられている。相談者とともに経過 を見ていくことを考えると、アスベスト健 康被害相談に関しては、より充実した体制 で臨まなくてはならないのではないだろう か。



国家と石綿

ールポ・アスベスト被害者「息ほしき人々」の闘い





「見えない時限爆弾」と言われる石綿問題。石綿は放射能同様に人間の五感ではまったく察知できず、見えず匂わず、人間が認識するのは不可能で、体内に入ってしまうと取り出せない発癌物質だ。日本では対策が大幅に遅れ、すべての日本人の肺に石綿が混入しているといわれる。

大阪泉南地域の元紡績工場経営者は、祖父が経営していた時代に石綿紡織品を製造していたことから元労働者が健康被害を受けていたことを知る。そして、その贖罪のために被害者を組織し、弁護士や支援者らとともに国を相手取った損害賠償請求運動に立ち上がり、ついに最高裁で勝利を勝ち取る。日本民衆運動史に残る感動の記録。

10 月の新聞記事から

- 10/2 厚生労働省は、アスベストの健康被害に対 して国が支払っている賠償金の対象となる可能性が 高いにもかかわらず、国に請求していない被害者が 2314人いると発表した。9月末までの請求者数(約 230人) の約10倍に上る。多くの被害者が賠償金の 存在を知らない可能性があるため、厚労省は郵送で の個別通知を始める。
- 10/4 日本放送協会(NHK)の記者だった女性(31) が 2013 年 7 月に心不全で死亡したのは過重労働が原 因だったとして、14年に渋谷労働基準監督署が労災 を認定していたとNHKが発表した。ピーク時の時 間外労働は月150時間を超えていた。亡くなったの は入局9年目だった佐戸未和さん。05年3月に一橋 大法学部を卒業後、同年4月に記者職としてNHK に入局。10年7月から東京・渋谷の首都圏放送セン ターで勤務、東京都政の取材を担当。亡くなる直前は、 13年6月の都議選、同7月の参院選の報道にかかわ り、参院選の投開票から3日後の7月24日ごろ、都 内の自宅でうっ血性心不全を起こして急死した。
- 10/5 山形大職員組合は、同大xEV飯豊研究セン ター (飯豊町) の男性職員 2人から、男性教授によ るパワーハラスメントの相談を受けていたことを明 らかにした。2人は5月末までに退職している。1 人は「教授から、机の上に中傷的な内容の書き置き を残された」などと相談。1人は「職場にいること が怖い」などと訴えている。さらに「女性職員1人 がパワハラにあった」との説明もあった。
- 西日本鉄道(福岡市)の元従業員がバスの車 掌業務でアスベストを吸って石綿関連疾患になった として、大牟田労働基準監督署が労災認定していた ことが分かった。戦後間もない時期まで運行されて いた木炭バスに石綿が使われており、乗務で吸い込 んだと認められた。元従業員は1947年に入社し、福 岡県大牟田市の営業所でバスの車掌として勤務。56 年にバス運転手となった後、80年からは助役として 運行管理などを担当し92年に定年退職した。退職か ら 17 年後の 09 年に石綿関連疾患を発症。車掌時代 に木炭バスのガス発生炉で使用されていた石綿を乗 務の際に扱ったとして、10年1月に労災認定を受け たが、同12月に死亡した。
- 米ハリウッド映画界の大物プロデューサーの セクハラ疑惑報道を機に、世界各地の女性らが自ら の被害体験を証言する動きが広がっている。ツイッ ターではハッシュタグ「# MeToo」を付けた書き込 みも活発化。2012年ロンドン五輪体操女子団体総合 で米国の金メダル獲得に貢献したマケイラ・マロニー さんも、自らの被害を訴えた。

医療機器製造フクダ電子(東京都)の子会社 に勤務していた 40~50代の女性社員4人がパワハ ラで退職に追い込まれたとして、フクダ電子長野販 売(松本市)と代表者の男性に約 1,700 万円の慰謝料 などを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は同社 側に計約350万円の賠償を命じた一審判決を変更し、 計約 660 万円の支払いを命じた。2013 年 4 月に着任 した代表者男性は係長だった女性2人の賞与を減額 するなどした。2人を含む女性4人は同年7月に退

- 10/26 栃木県小山市執行部と市議の懇親会でセクハ ラ行為を受けたとして、同市の女性職員が角田良博 市議を相手取り、慰謝料などを求めた訴訟の判決が 宇都宮地裁であった。裁判長はセクハラ行為の一部 を認め、角田市議に慰謝料など33万円の支払いを命 じた。女性職員側は、2015年6月の懇親会で、角田 市議が背中や腰に手を回してきた▽カラオケで一緒 に歌った際に体を引き寄せられた▽会の終了後に「俺 の女になってくれ」などと電話が来たなどと主張。 角田市議側は、判決を不服とし、東京高裁に控訴した。
- アカデミックハラスメントを受けた工学部 生の自殺やパワーハラスメント被害を訴える職員の 相次ぐ退職を受け、山形大学職員組合は、パワーハ ラスメント対策の大幅な改善を求める要求書を小山 清人学長宛てに提出した。要求書では改善策として、 研修や啓発活動などを担うハラスメント防止委員会 や被害相談の窓口、個々の事案調査に当たる調査委 員会などに、それぞれ弁護士や心理カウンセラーら 複数の外部専門家を加えることを求めた。

建設現場でアスベストを吸い込み健康被害を 受けたとして、神奈川県の元建設作業員と遺族計89 人が国と建材メーカー 43 社に総額 28 億 8750 万円 の損害賠償を求めた「建設石綿横浜第1陣集団訴訟」 の控訴審判決で、東京高裁は、請求を棄却した1審・ 横浜地裁判決を取り消し、国とメーカー4社の責任 を認めて計約3億7200万円の支払いを命じた。同種 訴訟は14件あり、2審判決は初。判決は、1972年 ごろまでには石綿が健康被害を及ぼすとの医学的知 見が確立していたと指摘。国が 75 年に建設作業での 石綿吹き付けを原則禁じるなどの対策を講じてから 5年たった80年までに、事業者に対して屋内建設現 場で作業する労働者に防じんマスクを着用させる罰 則付きの義務化を図らなかった点などを違法と判断 した。その上で、義務化が実現した95年4月までに 現場で作業していた本人や遺族計 44 人への賠償を認 めた。一方で個人事業主については、「労働者」には 当たらないとして、国は賠償責任を負わないとした。 メーカーの責任については、75年時点で石綿の危険 性などを建材に警告表示する義務があったと認定。 石綿製品のシェアなどから、エーアンドエーマテリ アル、ニチアス、エム・エム・ケイ、神島化学工業 に賠償責任があるとし、本人や遺族計39人への賠償 を認めた。

工場でアスベストを吸い込み中皮腫を患った 10/31 のは会社が必要な安全対策を怠ったためとして、北 九州市戸畑区の故・楠本浩さんが三菱ケミカルに 5500 万円の損害賠償を求めた訴訟は、福岡地裁小倉 支部で和解が成立した。和解金は訴訟を引き継いだ 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」に寄付 され、患者支援のために使われる。楠本さんは同社 の前身の会社の従業員で1969年から5年間、新潟県 や香川県の工場で石綿を含む板材の加工作業に従事。 退職後に中皮腫と診断され、労災認定後、15年12月 に死亡した。

11月の新聞記事から

- 11/4 西日本高速道路会社(大阪市)の男性社員が 自死したのは違法な長時間労働の放置が原因として 遺族が労働基準法違反の疑いで、同社に対する告発 状を神戸西労働基準監督署に提出した。告発状など では、時間外労働が月150時間を超えていたほか、 事実上、約36時間連続勤務という日もあったとされ、 男性社員は異常な勤務状態に置かれていた。男性社 員は同社第二神明道路事務所に勤務し、舗装工事の 施工管理などを担当。過重な業務を課され、長時間 労働の末にうつ病を発症して昨年2月、同市内の社 員寮で自死した。
- 11/17 長野地方裁判所で開かれた、松本市の信州名 鉄運輸に勤務していた 28 才の長男が自殺したのは長 時間労働やパワハラなどが原因だとして、安曇野市 の夫婦が 7700 万円の損害賠償を求めている裁判で、 長男は過労死ラインを超える月 160 時間の時間外労 働をしていたうえ、上司から暴言などを受けていた と述べた。一方被告の会社側は請求の棄却を求め、 全面的に争う姿勢を示した。

千葉県の飲食店「しゃぶしゃぶ温野菜」でアルバイトをしていた学生が長時間労働などを強いられた"ブラックバイト"を巡る訴訟で、和解が成立した。3年前、アルバイトをしていた男子学生が、店の運営会社に800万円あまりの損害賠償を求めて提訴していた。和解は今月9日、運営会社側は暴力や長時間労働を認め謝罪した。和解額非公表。

富士市のパイプ製造会社でアスベストを扱い、2004年に悪性胸膜中皮腫を発症して死亡した元従業員の男性の遺族が国に 1430万円の損害賠償を求めた国賠訴訟は、静岡地裁で和解が成立した。静岡県内では計8件が提訴されているが、和解成立は初めて。元従業員は 1957~61年、同社工場で石綿を扱い、03年9月ごろに発症、04年10月に死亡した。厚労省は 10月上旬、国家賠償を促す個別通知を発送した。静岡県内では 50人が通知を受け取った。年内に新たに 16件の提訴を予定している。

過労自死で父を亡くした遺児が作った詩に曲を付けたCDが完成し、宮崎市内の過労死シンポジウムで披露された。元南九州大教授で作曲家の山本友英さんが曲をつけた。曲名は「ぼくの夢」。作詞したのは自死遺族の「マー君」。2000年に過労自死し、公務災害認定された和歌山県の公務員男性の遺児で当時小学1年生だったマー君が母親に語った言葉を基にしている。

11/18 北海道が、道内の介護施設職員を対象に職場環境に関する実態調査を初めて行った。調査は5、6月、道内30施設で職員計3000人に調査票を配布し、181人から回収した。ハラスメントを受けたことが「ある」と答えた人は51.9%、現在の業務に負担を「感じている」と答えた人は70.2%に上った。

機械部品製造会社で営業を担当していた平成23年に過労死した男性の遺族が、当時の役員3人に対し、計約6400万円の損害賠償などを求め、横浜地裁に提訴した。男性は元年にサンセイに入社し、岩手県奥州市の支社で勤務。23年8月に脳出血で死亡し、24年7月に労災認定された。出張や休日出勤が

多く、亡くなる 3 カ月前からは 85 ~ 111 時間に上ったとしている。

- 11/20 岐阜市民病院は残業時間が労使協定で定めた 月 100 時間を超える医師が複数いるとして、去年 11 月に岐阜労基署から是正勧告を受けた。これを受け て今年 5 月、残業の上限を月 150 時間とした新たな 労使協定を結んでいたことが分かった。
- 11/21 兵庫県教育委員会は、複数の部下にセクハラやパワハラ発言を繰り返したとして、神戸市内の県立高校の男性校長を減給10分の1(6カ月)の懲戒処分にした。男性校長は今年4月、同校の女性教諭2人に対し、身体的特徴に触れるなどのセクハラ発言をした。若手教員への指導の中で、「正式採用ちゃうねんで」「まだ条件付きやろ」などと言ったほか、校内の専門部の部長を務める男性教諭に「この部は年寄りばかり」とパワハラ発言をするなど、計6件の不適切発言をした。

アニメ映画「トイ・ストーリー」の監督で、「アナと雪の女王」の製作総指揮も務めたジョン・ラセター氏が、セクハラを理由に6カ月間の休職に入った。同氏は21日に従業員に書簡を出し、複数の職員に不要な抱擁をしたことなどを認め、謝罪した。

米 CBS ニュースは、複数の女性からセクハラ 被害を訴えられた有名司会者チャーリー・ローズ氏 を解雇したと明らかにした。また、ローズ氏の名前 を冠したインタビュー番組を放映していた米公共放 送 (PBS) なども番組の打ち切りを公表した。

東京学芸大は、教育学部の40代の准教授が研究室に所属していた複数の学生にハラスメント行為を繰り返したとして、22日から停職3カ月の懲戒処分にしたと発表。准教授は2014年7月~16年8月、研究室の最大4人の学生に対し、土日を含めて毎日のようにメールなどを送り「交際相手がいるのか」などプライベートに関することを聞いたり、深夜や早朝に通信機器を使って研究指導を行ったりしたほか、自分の研究プロジェクトの管理業務を、無報酬で学生にさせるなどしたほか、研究室で女子職員の体に触ったりした。

国際通貨基金(IMF)は日本の労働環境に関する提言で、後を絶たない「過労死」を問題視し、残業抑制を求めた。日本の正社員は頻繁に長時間労働を要求されるが、残業代が支給されないこともあるとし、働き過ぎで死に至ることが「KAROSHI(過労死)」と紹介した。

11/22 東京ディズニーランドでキャラクターの着ぐるみを着てショーやパレードに出演していた契約社員の女性が、腕に激痛が走るなどの疾患を発症したのは過重労働が原因だとして、船橋労働基準監督署が労災を認定していた。認定は8月10日付。女性は2015年2月から、様々なディズニーキャラクターに扮してショーやパレードに出演していた。16年11月でろから左腕が重く感じ、手の震えが止まらなくなったが、休みを取りにくく出演を続けた。17年1月に入って症状は悪化。病院で「胸郭出口症候群」と診断された。症状は改善しつつあるが、完治はしていない。女性は業務量を減らしての復職を求めている。

2017年冬期カンパのお願い

日頃から当関西労働者安全センターの活動に対し、多大なるご支援、ご協力をいただきま して、心からお礼申し上げます。

おかげさまをもちまして、当センターも労災職業病対策・労災請求に関し、今年1年間、 今まで以上に積極的に活動をすることができました。また、行政も過重労働対策に乗り出 し、工場などにおける化学物質ばく露についてリスクアセスメントを義務付け、さらに労災 事故が多発する外国人技能実習生問題にも正面から向き合おうとしています。これらもすべ て安全衛生活動に対する皆さんのご支援とご理解のたまものであることは言うまでもありま せんの

しかしながら、重大な事件が発生してから初めて行動に出るようでは予防にはなりません し、対策についても、経営団体に遠慮したような内容では労働者を守るという視点に欠け、 十分とは言えません。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けています が、何よりもみなさんひとりひとりとの連携が重要だと認識しております。そしてみなさん からのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

冒頭でも述べましたとおり、日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをする に至っては誠に申し訳ないのですが、何とぞご協力のほどお願いいたします。

2017年12月18日

関西労働者安全センター 事務局長 西野 方庸

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

12月号(通巻48号)

17

-12 月 10 日

昭

和

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全(株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **(別国[17]] Relief** インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と 快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のイン ナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	М	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
めくようたい	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	_
Super	兼	Super	グレー・ブル	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	_
Relief	用	Relief	- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	_

(頒価) 5,700円(送料別)■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター ●近畿労働金庫梅田支店 普诵 1340284 関西労働者安全センター

1 部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
ıı .	2部	4,800円
"	3部以上は、17	部につき2,400円増
会員購読料		員(会費月1口1,000円以上)には 部以上は1部150円増

Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷ー



ച 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号 TFL 06 (6551) 6854 FAX 06 (6551) 1259